

西米良村下水道事業経営戦略

令和 7 年度－令和 16 年度

令和 7 年 3 月

西米良村建設課

目次

第1章 経営戦略の策定趣旨と位置づけ	1
1. 経営戦略の策定趣旨	1
2. 位置づけ	2
3. 計画期間	3
第2章 下水道事業の現状と課題	4
1. 特定環境保全公共下水道事業の概要	4
（1）事業の概要	4
（2）特定環境保全公共下水道普及率と水洗化の状況	6
（3）管路や施設の状況	10
（4）使用料の状況	12
（5）繰入金の状況	15
（6）特定環境保全公共下水道事業の財源構造	16
（7）組織の状況	18
（8）民間活力の活用等	19
（9）経営の状況	20
2. 簡易排水事業の現状と課題	27
（1）事業の概要	27
（2）簡易排水普及率と水洗化の状況	29
（3）管路や施設の状況	32
（4）使用料の状況	34
（5）繰入金の状況	35
（6）簡易排水事業の財源構造	36
（7）組織の状況	37
（8）民間活力の活用等	37
（9）経営の状況	38
第3章 経営の基本理念と基本方針	44
1. 基本理念と基本方針	44
第4章 下水道事業の効率化・健全化への取り組み	46
1. 特定環境保全公共下水道事業の取り組み	46
（1）投資計画	46
（2）財政計画	49
2. 簡易排水事業の取り組み	56
（1）投資計画	56
（2）財政計画	58
第5章 投資・財政計画	63
1. 特定環境保全公共下水道事業の投資・財政計画	63
2. 簡易排水事業の投資・財政計画	74
3. 下水道事業（特環＋簡易排水）の投資・財政計画	83
第6章 経営戦略の事後検証・更新等	89
1. 特定環境保全公共下水道事業の経営戦略目標	89
2. 簡易排水事業の経営戦略目標	90
3. 計画の推進の点検・進捗管理の方法	91

※本稿での年表記の取り扱いについては、和暦表記で記載しております。

第1章 経営戦略の策定趣旨と位置づけ

1. 経営戦略の策定趣旨

本村の公共下水道は特定環境保全公共下水道事業で整備しており、平成12年度末に西米良浄化センターが完成し、供用を開始しています。以来、村民の環境衛生の向上及び地域の健全な発達に貢献してきました。

また、簡易排水事業は、農業用水の水質保全や農村環境の改善などを目的として竹原地区及び越野尾地区に簡易排水処理施設を整備しております。

一方で、人口減少等を背景とした下水道使用料収入の減少が避けられない中、今後、下水道施設及び管渠の老朽化が進んでいきます。こうした施設や管渠は近い将来、順次更新が必要な時期が到来することに加え大規模災害に備えた対策など、健全な水環境を守るために、今後多大な費用が必要となることが想定され、本村を取り巻く環境はより一層厳しくなることが見込まれます。

また、より適切な資産管理、経営状況の把握を行うために、令和6年度からは特定環境保全公共下水道事業及び簡易排水事業に地方公営企業法を適用し、複式簿記による経営を行っています。

このような状況に対応し、下水道施設や管渠の計画的な更新を進め、施設や管渠の健全性を維持していくためには、組織や事務事業の効率化、施設管理の見直しなど、経営基盤強化のための取り組みを一層推進するとともに、投資費用の合理化を踏まえ、「投資試算」と「財源試算」を均衡させた収支計画を策定し、中長期的な視野で事業経営に取り組んでいくことが重要です。

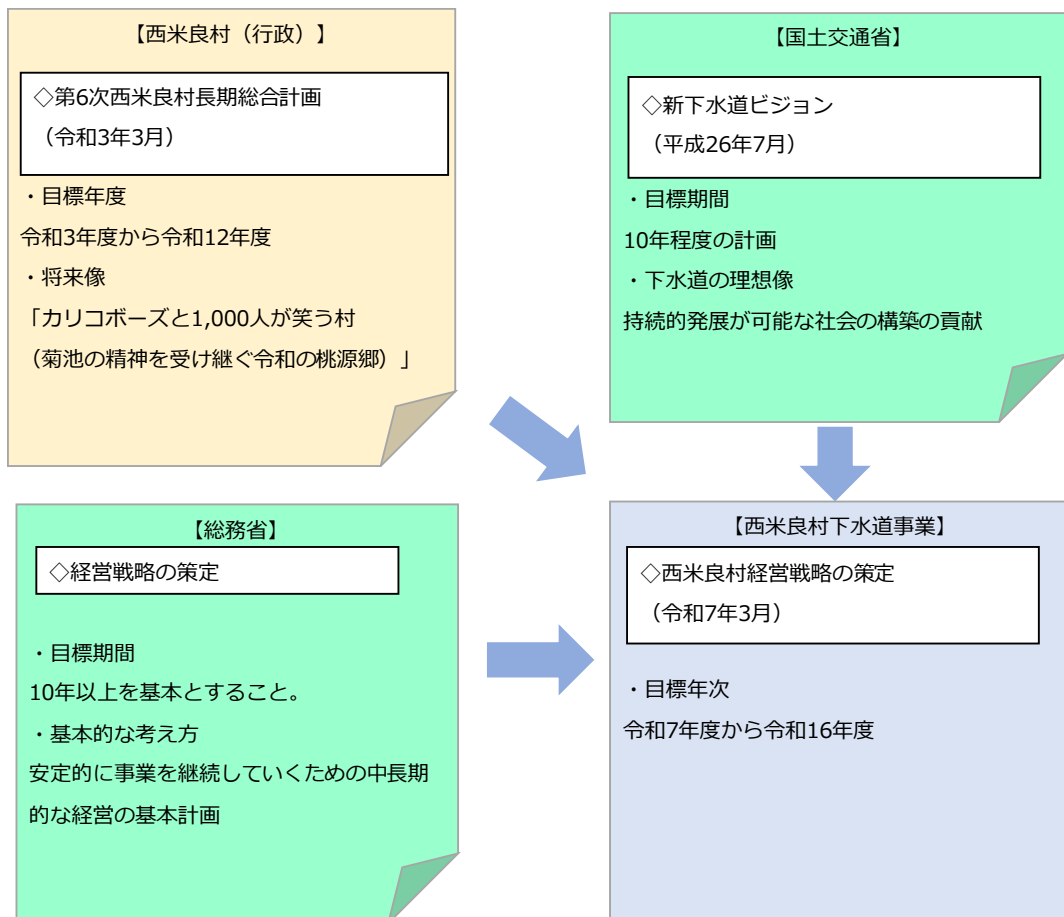
こうした状況を踏まえ、本村の下水道事業の経営を見つめ直し、理想像として掲げている「カリコボーズと1,000人が笑う村～菊池の精神を受け継ぐ令和の桃源郷～」の実現に向けて、中長期的な経営の基本計画である「西米良村下水道事業経営戦略」を策定しました。

2. 位置づけ

人口減少等に伴う使用料収入の減少や、管路及び施設の老朽化に伴う大量更新期の到来等、全国的に下水道事業の経営環境は一層厳しさを増しています。本経営戦略は、平成26年8月総務省通知（総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）で公表された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の中で策定が要請された経営戦略として位置づけるものです。

令和2年度に策定した経営戦略を見直し、将来にわたって持続的・安定的な下水道事業を継続していくため、新たに「西米良村下水道事業経営戦略」として策定しました。なお、本村の下水道事業は、令和6年度より地方公営企業法の適用を受け、地方公営企業に移行しています。これにより下水道事業の損益状況・資産状況を明確にし、経営状況が具体的に把握できるようになりました。

同戦略は、本村が令和3年3月に策定した「第6次西米良村長期総合計画」との整合性を図りながら、同計画に掲げられた施策目標を達成するため、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を意識しながら具体的指針として示すものです。今後の下水道事業の最上位計画として、下水道事業における主要施策や予算に反映することとします。



図表 1-1 西米良村下水道事業経営戦略の位置づけ

3. 計画期間

令和7年度から令和16年度までの10年間

「経営戦略策定・改定ガイドライン（総務省）」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、「投資・財政計画」の期間は10年以上を基本とする」という考え方を踏まえ、令和7年度から令和16年度までの10年間を本計画の計画期間とします。

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 特定環境保全公共下水道事業の概要

(1) 事業の概要

(令和6年3月31日現在)

供用開始年月日	平成13年3月31日
法適用（全部・財務）・法非適用の区分※	法適用（財務）
処理区域面積	23ha
処理区域内人口（特定環境保全公共下水処理人口）	376人
処理区域内人口密度	16.3人/ha
処理区数	1
処理場数	1
行政区域面積	27,156ha
全体計画面積	23ha
全体計画人口	550人
普及率	38.8%
水洗化人口	376人
流域下水道等への接続の有無	無

※法適用：地方公営企業法の規定を適用する企業

法非適用：地方公営企業法の規定を適用しない企業

※令和6年度から地方公営企業法を適用しています

図表 2-1 特定環境保全公共下水道事業

① 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業は、国土交通省の所管の事業で、都市計画区域外の処理対象人口が概ね 1,000 人未満で水質保全上特に必要な地区の汚水等処理するために地方公共団体が管理する施設です。本村は、西米良浄化センターで処理しています。

年度	内容
平成 13 年 3 月	西米良浄化センター供用開始
令和 6 年 4 月	地方公営企業法適用開始

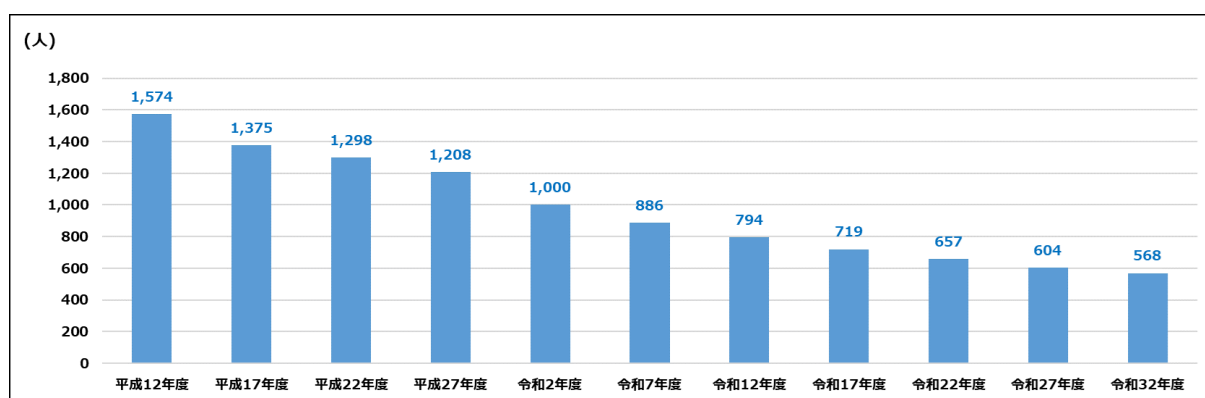
図表 2-2 特定環境保全公共下水道事業のあゆみ

(2) 特定環境保全公共下水道普及率と水洗化の状況

① 行政区域内人口と汚水処理人口

本村の総人口は、直近 20 年間で平成 12 年の 1,574 人から令和元年には 1,133 人と約 28.0%減少しています。そのため、将来においても少子高齢化により、本村の総人口は減少していくことが見込まれます。

なお、西米良村人口ビジョンの現状分析は令和元年度までとなっています。そのため、令和元年度までの総人口は人口ビジョンに基づいたデータを、令和2年度以降の総人口は国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を参考に推計したデータを用いています。

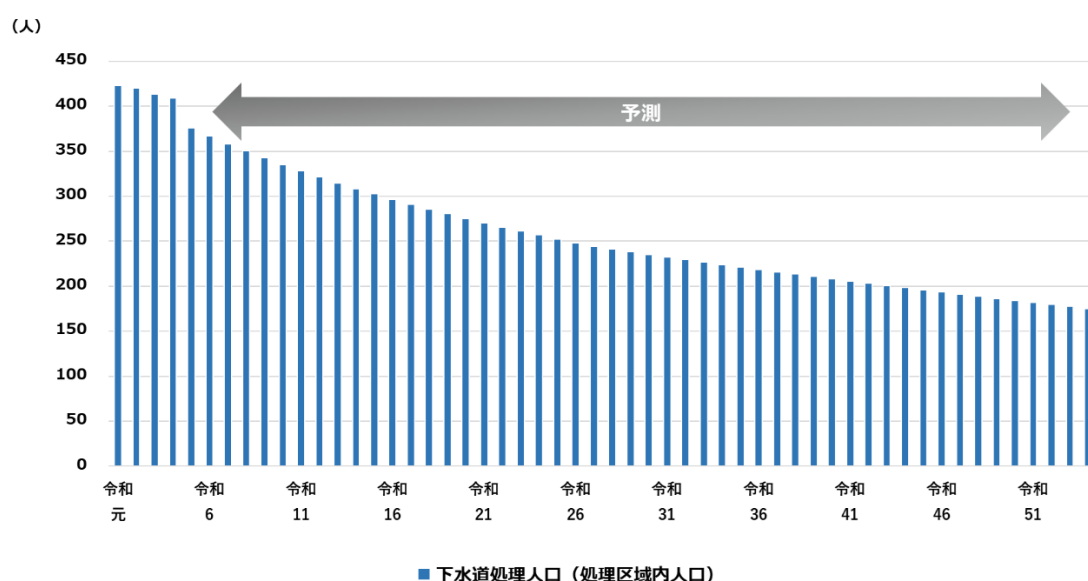


図表 2-3 西米良村人口の実績と見通し

特定環境保全公共下水道事業の処理区域内人口は令和元年度の423人から令和5年度には376人と11.1%減少しています。

また、総人口の減少を加味し、現状の特定環境保全公共下水道普及率38.8%で一定とした場合、将来の特定環境保全公共下水道処理人口は、令和11年度には328人、令和21年度には270人、令和31年度には232人と令和5年度に比べ約144人の減少が見込まれます。

なお、投資・財政計画シミュレーションにおいてはいくつかの推計を行った結果、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を参考に令和5年度までの人口動向などを考慮して推計しています。また、普及率については令和5年度の実績を据え置きにしています。



図表 2-4 特定環境保全公共下水道人口の実績と見通し

《関連指標の推移》

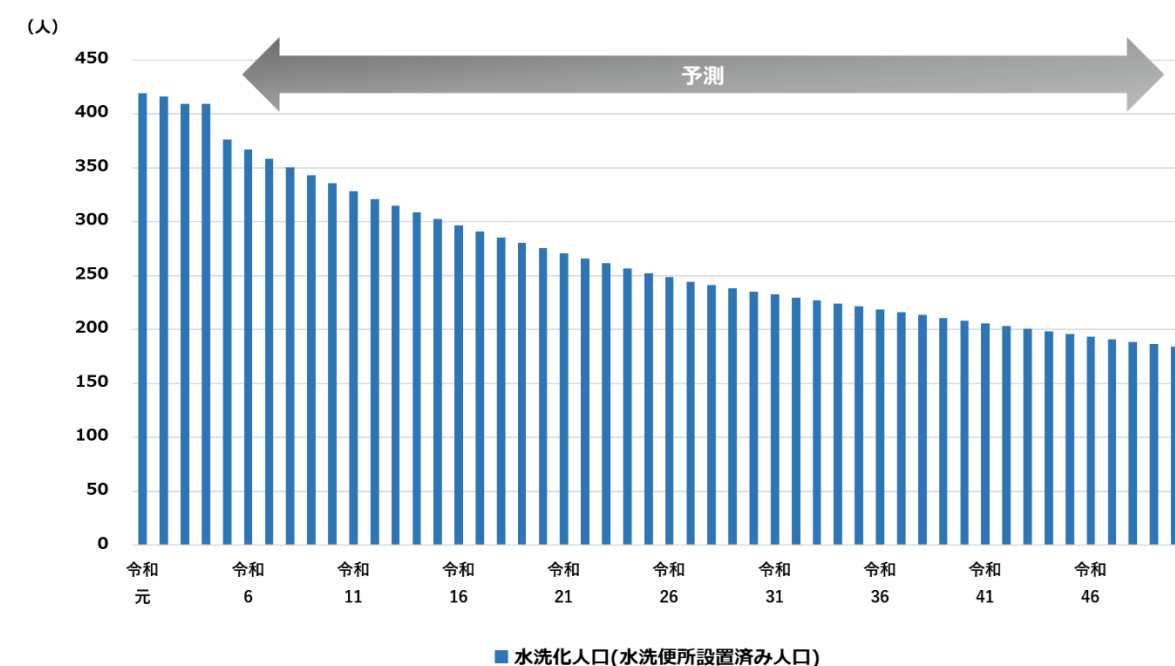
指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	用語説明 (算式)
普及率 (%)	38.4	38.8	39.0	38.7	38.8	行政区域内人口のうち、処理区域内人口が占める割合。特定環境保全公共下水道がどれだけ普及しているかを示す指標。

② 水洗化人口と水洗化率の実績と見通し

本村の特定環境保全公共下水道事業における水洗化人口は、令和元年度の 419 人から令和 5 年度には 376 人と 10.3%減少しています。

水洗化率については令和元年度から令和 5 年度にかけて概ね 99%～100%の水準で推移しています。

過年度の実績から、将来において水洗化率が概ね 100%で推移することが見込まれる一方で、人口の減少に伴い水洗化人口も減少し、令和 11 年度には 328 人、令和 21 年度には 270 人、令和 31 年度には 232 人と令和 5 年度に比べ約 144 人の減少が見込まれます。



図表 2-5 水洗化人口の実績と見通し

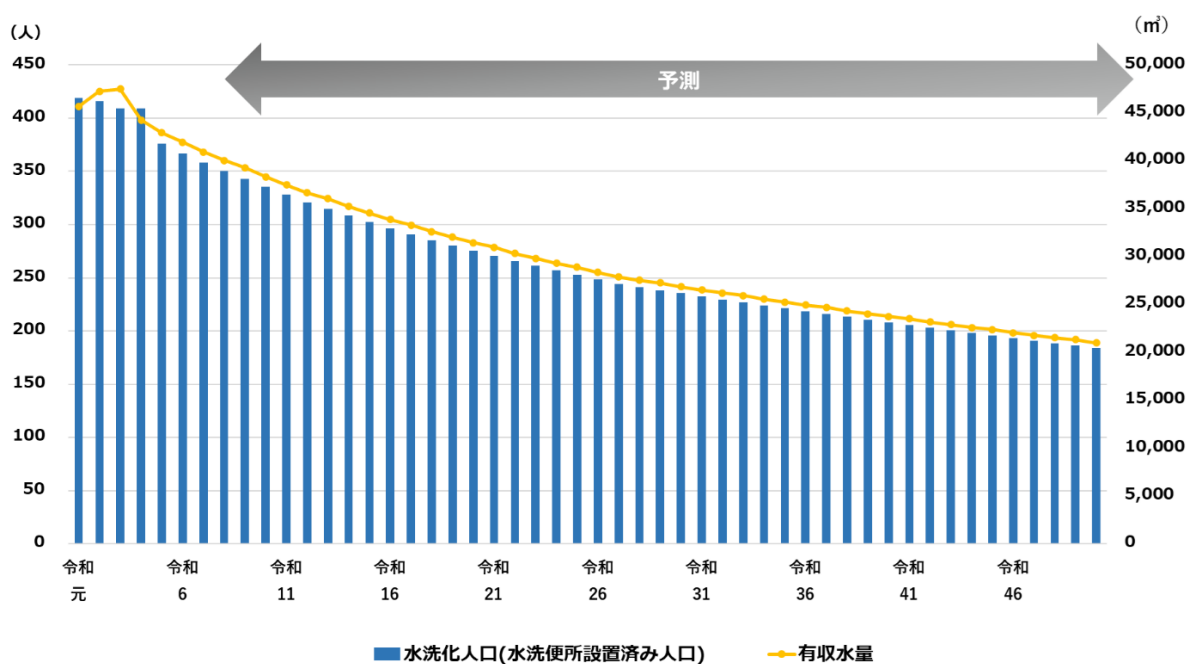
《関連指標の推移》

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	用語説明 (算式)
水洗化率 (%)	99.1	99.0	99.0	100.0	100.0	算式：水洗便所設置済み人口÷ 処理区域内の行政人口 公共下水道を利用できる人の うち、どのくらいの割合の人が 公共下水道に接続し、実際に 利用しているかを示す指標。

③ 水洗化人口と有収水量の見通し

有収水量は、水洗化人口の推移に伴い、令和元年度の 45,688 m³から令和5年度には 42,911 m³と 6.1%減少しています。

今後の有収水量は、水洗化人口の減少等に伴い、減少することが見込まれます。



図表 2-6 水洗化人口と有収水量の見通し

(3) 管路や施設の状況

① 管路の状況

令和5年度末時点での本村の特定環境保全公共下水道事業における管渠延長は約8kmであり、污水管及び雨水管となっております。本村の特定環境保全公共下水道事業は平成13年3月から供用開始しており、現時点で本格的な更新投資が必要なわけではありませんが、今後を見越して計画的に老朽化対策を進める必要があります。

センター名	管路延長(km)
西米良浄化センター	8

図表 2-7 センターの管路延長

《関連指標の推移》

指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	用語説明 (算式)
管渠老朽化率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	算式：法定耐用年数を経過した管渠 延長 ÷ 下水道布設延長 下水道布設延長のうち、法定耐用年 数を経過した管渠がどれだけあるか を示す指標であり、管渠の老朽化度 合を表したもの。

管路については、耐用年数未到来であることなどから管渠老朽化率は未だ0.0%です。しかし、供用開始から既に24年が経過していることもあり、今後は老朽化した管路が増加していくため、計画的に管路を改善していく必要があります。

② 特定環境保全公共下水道施設の状況

本村特定環境保全公共下水道事業における処理区域は以下のとおりです。



図表 2-8 特定環境保全公共下水道事業処理区域

③ 管路や施設の見直し

本村では、公共インフラや施設等の老朽化が進んでおり、計画的な維持管理が必要となっています。「第6次西米良村長期総合計画」に基づき、今後は厳しい財政状況を踏まえ、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められています。「第2期西米良村総合戦略」では、下水道処理施設の適切な管理を実施するために、ストックマネジメント基本計画を作成し、施設の更新時期について検討することが記載されています。ストックマネジメント基本計画の詳細については、P47に記載しています。

(4) 使用料の状況

①現在の特定環境保全公共下水道使用料体系

本村の使用料体系は図表 2-9 のとおりです。

(税抜)

区分	基本汚水量	金額	超過料金 (1 m ³)
一般用	8 m ³	1,000 円	110 円
営業用	15 m ³	1,700 円	120 円
官公署用	20 m ³	2,000 円	120 円

(税込)

実質的な使用料 (20 m ³ あたり)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
一般用	3,076 円	3,123 円	3,133 円

図表 2-9 特定環境保全公共下水道使用料

②下水道使用料についての考え方

下水道施設を管理運営するための費用には、雨水処理費と汚水処理費があります。雨水処理費は自然現象が原因であり、雨水処理によって街が浸水から守られるという便益は、一般市民全体に及ぶことから税金（公費）で負担するものとされています。一方、汚水処理費は下水道使用者の排水が原因であり、汚水処理による便益は下水道使用者が直接受けることになるため、下水道使用料（私費）で負担するものとされています。これを雨水公費・汚水私費の原則といいます。

本村の下水道事業では雨水処理は実施していません。そのため、下水道の使用料については汚水処理原価を基本的に算出根拠としています。今後もこの方針に則り、使用料の算出を行っていきます。

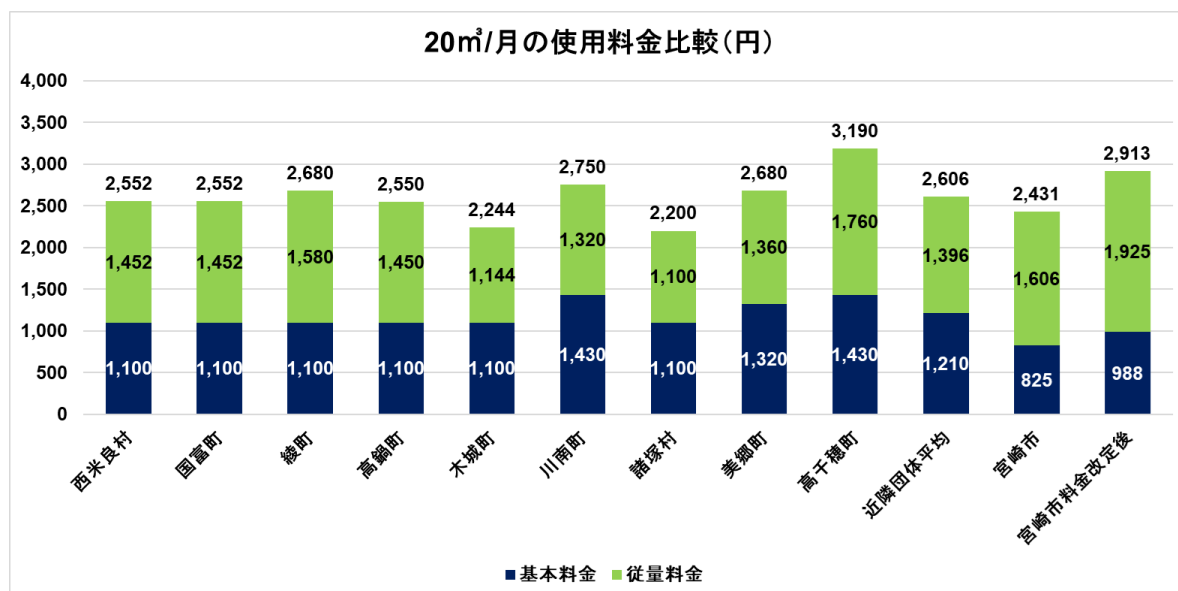
また、本村の使用料は基本使用料と従量使用料に区分して設定しています。

③使用料改定の状況

本村は、供用開始後、消費税の改定を伴うものを除き使用料の値上げは行っていません。

④ 近隣市町村の状況

1 か月当たりの使用料（税込）の状況を近隣市町村と比較すると、図表 2-10 のとおり本村の条例上の使用料は近隣団体と同水準となっていることが分かります。



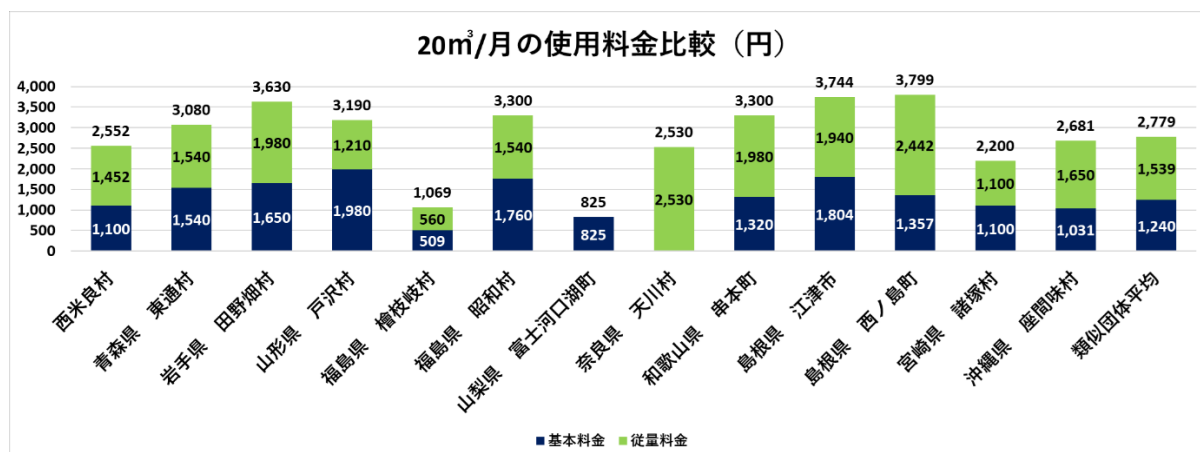
図表 2-10 近隣市町村との下水道使用料の比較

※令和 6 年 11 月現在の 1 か月分（税込）の金額で比較

※宮崎県内の人口 20,000 人以下の町村のうち、単独で公共下水道事業または特定環境保全公共下水道事業を行っている団体と比較

※宮崎市は令和 7 年 4 月から料金改定（改定率約 20%増加）を予定しています。参考値として改定前、改定後の料金を掲載しています。

また、1 か月当たりの使用料（税込）の状況を類似他団体と比較すると、図表 2-11 のとおり本村の条例上の使用料は類似団体よりも低い水準となっていることが分かります。



図表 2-11 類似他団体との下水道使用料の比較

※令和6年11月現在の1か月分（税込）の金額で比較

※令和4年度時点で単独で特定環境保全公共下水道事業を行っている団体のうち、処理区域内人口150人以上700人以下、処理区域内人口密度8～24人/ha、終末処理場数が1の団体と比較

※奈良県山添村は上記条件の団体ですが、下水道使用料を公表していないことから上表には含めておりません

(5) 繰入金の状況

特定環境保全公共下水道事業で発生する費用は使用料だけでなく、公費、すなわち一般会計からの繰入金でも賄われています。繰入金の種類は大きく2つに区分することができ、総務省が定める基準に合致したものを「基準内繰入金」、それ以外を「基準外繰入金」といいます。

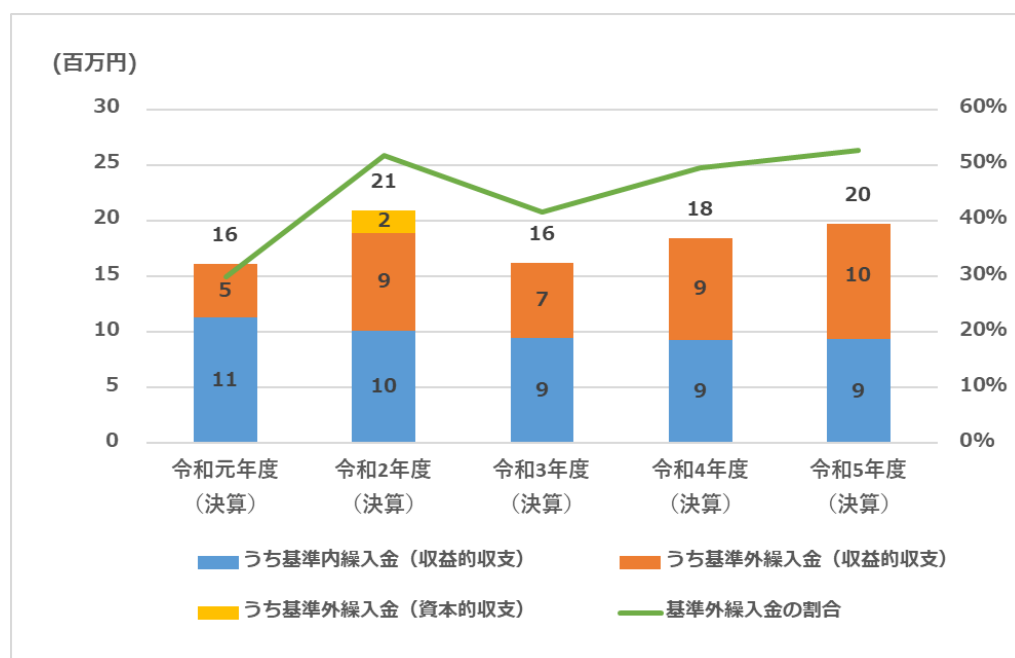
◆基準内・基準外繰入金

基準内繰入金：総務省からの公営企業に対する繰出基準に合致する、概ね以下のような経費に対する繰入金

- ① その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- ② 当該地方公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
(例えば、分流式下水道等に要する経費等)

基準外繰入金：総務省からの公営企業に対する繰出基準に合致しない経費に対する、例外的な繰入金（例えば、使用料や水洗化率の水準が低く経費を回収しきれない場合、適切な企業債の借入れをしなかった場合等に発生します）

本村の一般会計からの繰入金は、基準内繰入金については毎年一定の水準で推移しています。基準外繰入金は年度毎に変動がありますが、これは年度毎に経費の発生水準に差が生じており、経費が多額に発生した年度において基準外繰入金が増加していることが主な要因と考えられます。



図表 2-12 繰入金の推移

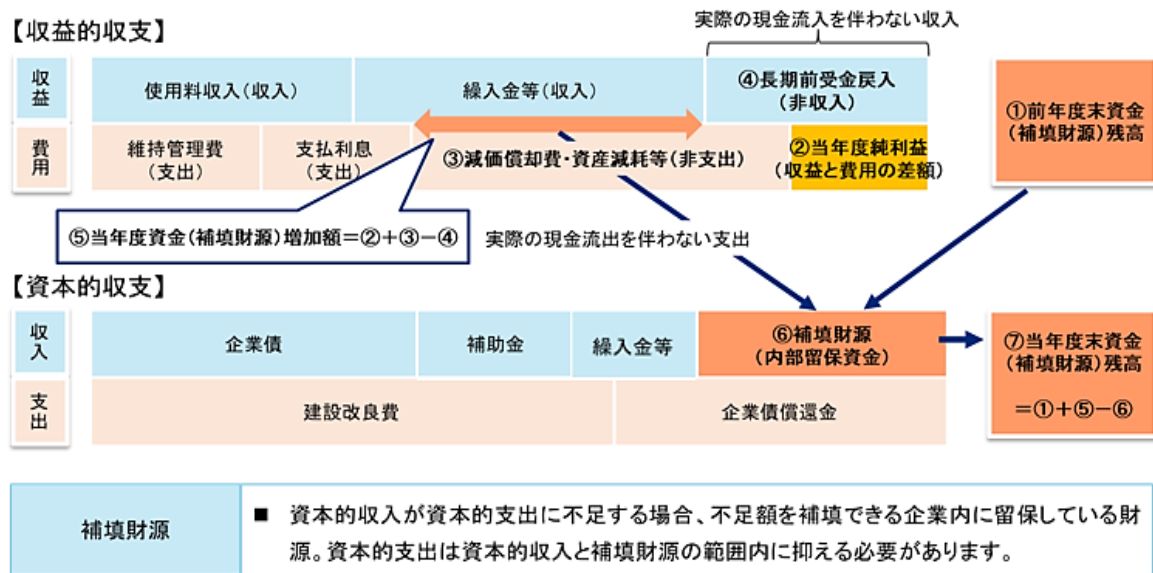
(6) 特定環境保全公共下水道事業の財源構造

地方公営企業会計においては、様々な収入と支出を大きく2つに区分しており、ひとつは、日々の事業運営等に関する収支である収益的収支、もうひとつは施設の整備・更新等に関する収支である資本的収支となります。

収益的収支	■ 施設の運転・管理などの事業運営に関する収支を言います。 主な収入科目：使用料収入、繰入金、長期前受金戻入 主な支出科目：維持管理費、減価償却費、支払利息
資本的収支	■ 施設の整備・更新等に関する収支を言います。 主な収入科目：企業債、繰入金、国・県補助金 主な支出科目：建設改良費、企業債償還金

図表 2-13 収益的収支と資本的収支の主な内容

特定環境保全公共下水道事業は、管路や施設を整備して事業を行うという特性から、毎年度、建設改良費とともに過年度の企業債の償還が発生するため、資本的収入が資本的支出に不足することが通常です。このため、前年度末までの内部留保資金と当年度の収益的収支での増加資金を資本的支出の補填財源として使用する財源構造となっています。



図表 2-14 地方公営企業における財源構造の概要

本村における特定環境保全公共下水道事業の財源構造（令和6年度）は以下のとおりです。なお、令和6年度から地方公営企業法を適用しており、令和6年度の数値は決算見込みの金額を表示しています。

収益的収支において当年度純利益を計上していますが、当年度純利益の大半は基準外繰入金 19.9 百万円の影響となっています。また、資本的収支が不足する金額については補填財源で賄っている構造となっています。

【収益的収支（税抜）】

（単位：百万円）

(単位：百万円)						
収益	使用料収入 6.2	長期前受金戻入 11.6	繰入金 (基準内) 15.1	繰入金 (基準外) 19.9		
費用	維持管理費等27.3		支払 利息 0.9	減価償却費 18.2	そ の 他 0.7	当年度 純利益 5.7

【資本的収支（税込）】

（単位：百万円）

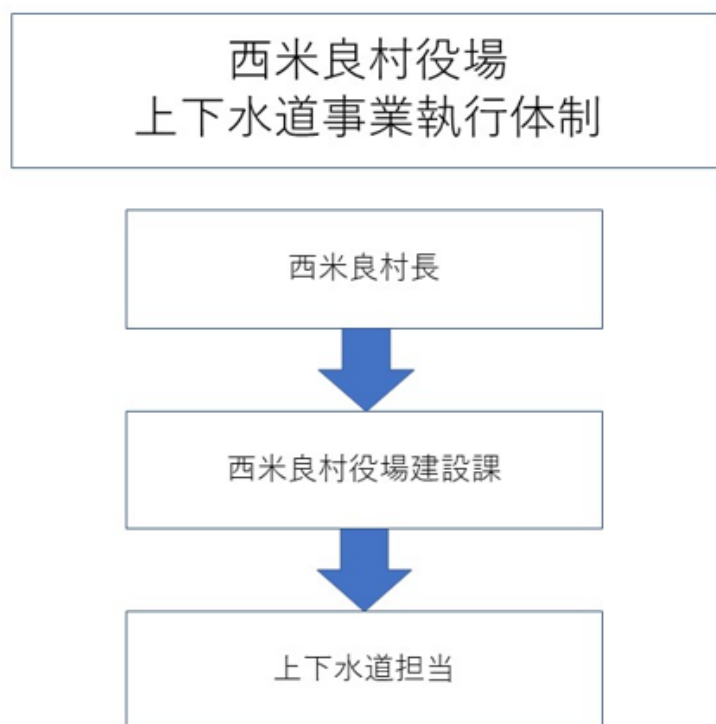
収入	企業債 2.1	その他資本 的収入 1.2	補填財源 5.5
支出	企業債償還金 8.8		

図表 2-15 本村特定環境保全公共下水道事業における財源構造の状況（令和6年度）

（7）組織の状況

①組織の状況

特定環境保全公共下水道事業における組織体制及び各課における担当の主な業務は以下のとおりです。



図表 2-16 組織図（令和6年3月現在）

課名	担当名	主な事務分掌
建設課	上下水道担当	・下水道事業の計画、設計及び施工並びに施工済下水路及び排水施設の維持管理に関すること、下水道に係る決算統計、排水設備工事及び加入指導・相談に関すること

図表 2-17 主な事務分掌

② 職員の状況

本村の特定環境保全公共下水道事業に従事する職員は令和5年度では1名であり、職種は事務職員のみとなっています。

(単位：人)

各年度 3月31日時点	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
事務職員数	1	1	1	1	1
技術職員数	-	-	-	-	-
合計	1	1	1	1	1

図表 2-18 職員数の年度別推移

(令和6年3月31日時点)

(単位：人)

年 齢	事務職員	技術職員	合計
25歳未満	-	-	-
25～29歳	-	-	-
30～34歳	-	-	-
35～39歳	1	-	1
40～44歳	-	-	-
45～49歳	-	-	-
50～54歳	-	-	-
55歳以上	-	-	-
合計	1	-	1

図表 2-19 職員年齢構成

(8) 民間活力の活用等

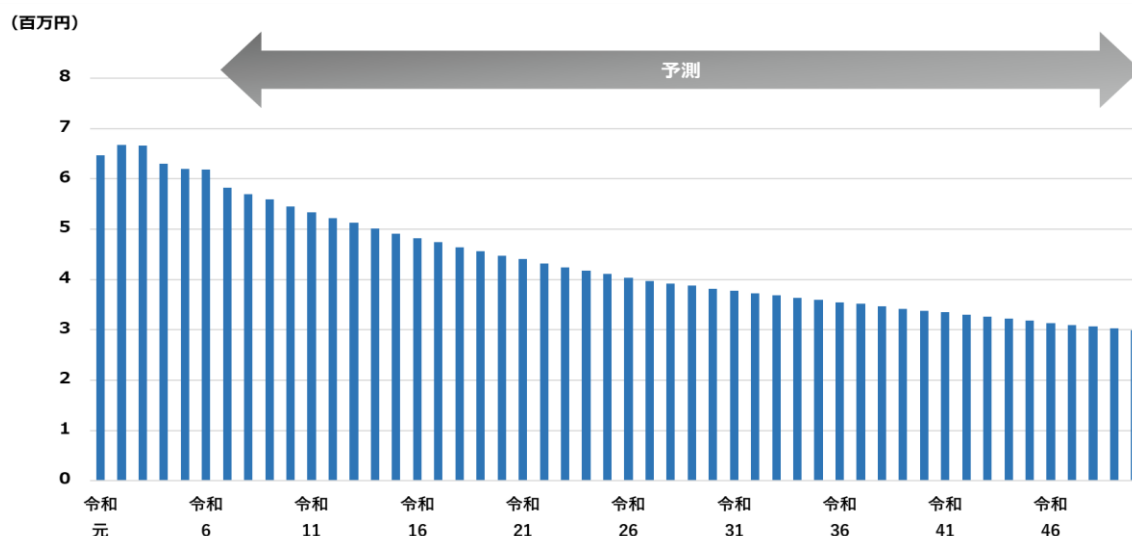
民間活用および資産活用の導入は現在行っておりませんが、今後、導入について検討する予定です。

(9) 経営の状況

① 特定環境保全公共下水道使用料の状況

令和5年度の特定環境保全公共下水道使用料（税抜）は、6百万円でした。

将来の人口減少に加え、節水器具の普及等に伴い排水量が減っていくことで、将来的には特定環境保全公共下水道使用料の減少が見込まれます。



図表 2-20 特定環境保全公共下水道使用料の実績と見通し

※令和5年度までは実績値、令和6年度は予算値、令和7年度以降は予測値としています。
 ※将来の使用料は第2章1（2）②水洗化人口と水洗化率の実績と見通し（P8）にて予測される各年度の水洗化人口に直近の使用料単価を乗じて算定しています。

《関連指標の推移》

指標	令和 4 年度	令和 5 年度	用語説明 (算式)
収益的収支比率 (%)	102.5	109.9	算式：総収益／（総費用＋地方債償還金） 使用料収入、一般会計繰入金等の収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているのかを示す指標で、高い方がよい。
使用料単価 (円)	156.1	156.6	算式：使用料収入÷有収水量 使用料収入を有収水量で除したもの。有収水量 1 m ³ 当たりの使用料単価を示す指標で、高い方がよい。

※法非適用の数値を記載しています。

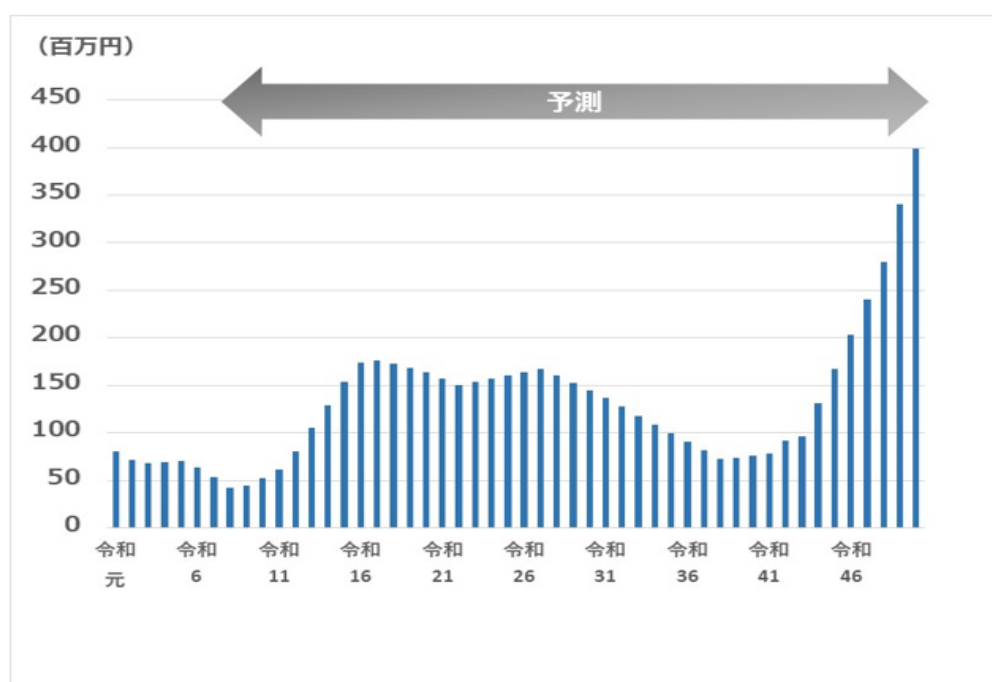
※使用料単価は税込の金額を記載しています。

収益的収支比率は 100%を上回っており、単年度の収支が黒字であることを示しています。

使用料単価は国が示している現時点における使用料の目安の単価 150 円に対し上回っていますが、使用料収入を税抜とした場合は令和 4 年度単価が 141.9 円、令和 5 年度単価が 142.4 円と使用料の目安である 150 円を下回る結果となっています。

② 企業債残高の推移

企業債残高は、令和元年度から令和5年度までの間で、約10百万円減少（約80百万円から約70百万円に減少）しています。近年では施設整備のための企業債発行額よりも償還額の方が大きく、企業債残高は減少する傾向にあります。今後も老朽化対策であるストックマネジメント事業を推進していくことにより、施設の更新時期を遅らせ、令和8年度頃までは企業債残高は減少していく見込みです。令和9年度以降は更新時期に達した固定資産の更新投資が発生することから建設改良費の財源である企業債残高も増加していく見込みですが、ストックマネジメントの進捗状況や経営状況を注視しながら企業債の発行水準を検討していきます。



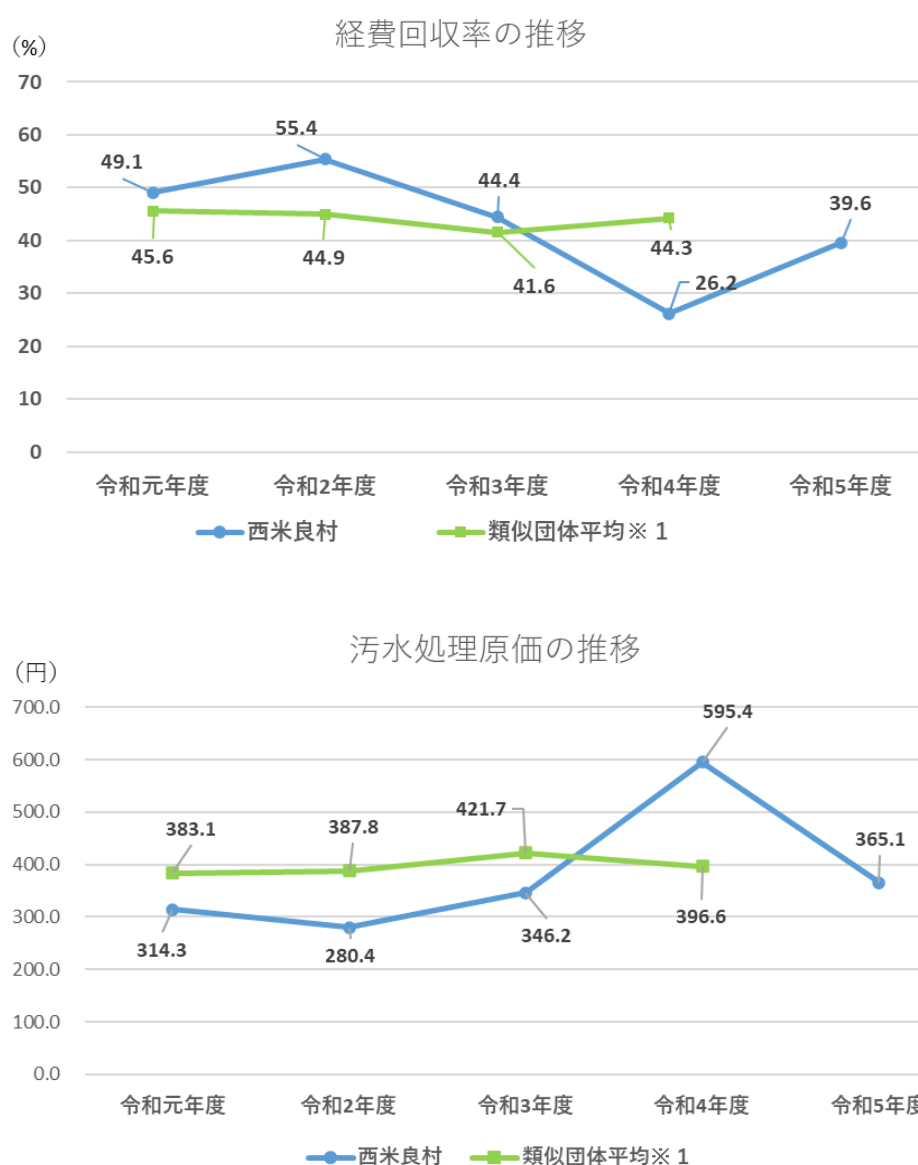
図表 2-21 企業債残高の推移

《関連指標の推移》

指標	令和4年度	令和5年度	用語説明 (算式)
企業債残高 対事業規模比率 (%)	993.1	1047.9	算式： 企業債残高(一般会計負担分を除く)÷営業収益(受託工事収益及び雨水処理負担金を除く) 使用料収益に比べて企業債残高がどれくらいあるのかを示す指標。

③ 経費回収率の推移

経費回収率は、いずれの年度も 100%を下回っており、これは使用料で回収すべき経費を使用料で賄えていない状況を表しています。令和3年度までは類似団体の平均値と比較するとやや高い水準にありましたが、令和4年度は類似団体の平均値と比較すると大幅に低い水準となっています。これは、令和4年度に公営企業会計適用に伴う委託費が発生したことにより汚水処理原価が例年より高くなったことが主な要因となっています。今後100%以上を実現するために、可能な限り経費削減に努め、効率的な経営を行う必要があります。



図表 2-22 経費回収率及び汚水処理原価の推移

※類似団体平均（※1）

類似団体の対象は、総務省「経営比較分析表」における類似団体区分 D2 のうち下記の 15 団体

- ・ 現在処理区域内人口 150 人以上 700 人以下
- ・ 処理区域内人口密度 8～24 人/ha
- ・ 流域下水道接続 単独処理

《関連指標の推移》

指標	令和 4 年度	令和 5 年度	用語説明 (算式)
経費回収率 (%)	26.2	39.6	算式： 使用料収入÷汚水処理費用(公費負担分を除く) 汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則。
汚水処理原価 (円)	595.4	365.1	算式： 汚水処理費用（公費負担分を除く）÷有収水量 汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量 1 m ³ 当たりどれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを示す指標で、低い方がよい。

④類似団体と比較した経営状況

（財務の状況）

『財務の状況』を示す指標では、「経営の健全性（収益的収支比率）」は、類似団体平均より良好となっています。

「繰入金の依存度（繰入金対使用料割合）」は 262.9%と類似団体平均に比べて繰入金の依存度が低いものの、100%を超えていることや、基準外繰入金割合が高いことから繰入金の依存度を減少させていく必要があります。また、「経営の効率性（経費回収率）」については、100%を大幅に下回っていることから使用料を増加させる、または経費を削減するなどの対策を講じる必要があります。

なお、「債務の状況（企業債残高対事業規模比率）」については、近年施設整備のための企業債発行額よりも償還額の方が大きく、企業債残高は減少している傾向にあることから、企業債残高対事業規模比率は類似団体平均より低い水準にあります。

（管路及び施設の状況）

『施設の状況』を示す指標では、「施設等の効率性」を示す指標のうち、「水洗化率」・「施設利用率」は類似団体平均より高く、効率的な経営が行われています。「有収率」は、類似団体平均に比べ低い水準にあります。

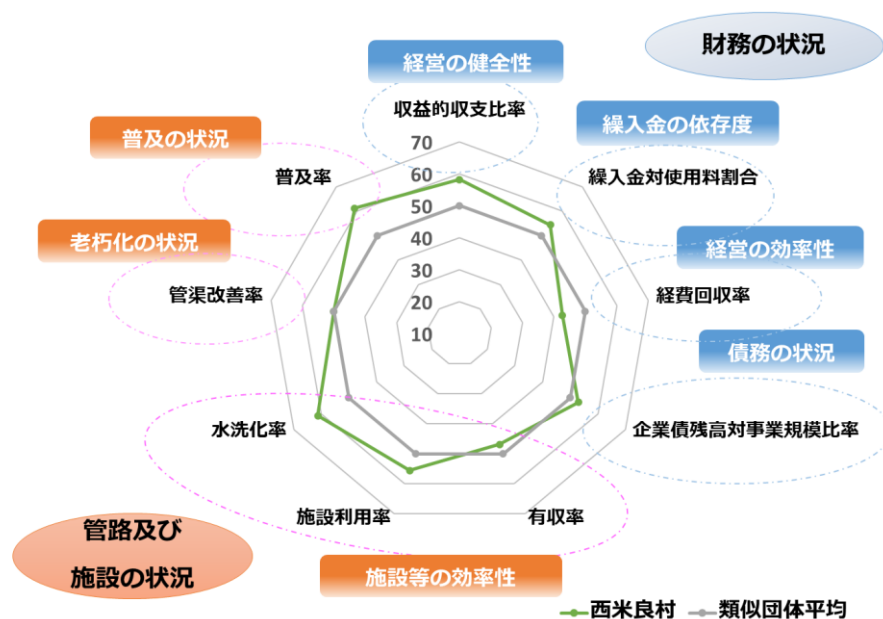
「管渠改善率」について、本村では供用開始の平成13年度から令和6年度まで24年しか経過していないため、改善が必要な管渠は発生していませんが、将来の更新に備える必要があります。

「普及率」は類似団体平均より高い水準にあります。なお、簡易排水施設と合わせた場合は本村における下水道施設の普及率は約46%です。

(まとめ)

- ・『財務の状況』を示す指標では、「収益的収支比率」は類似団体平均を上回っています。
- ・「繰入金対使用料割合」は類似団体平均を下回っておりますが、使用料以上に繰入金を投入している状況であることや、基準外繰入金割合が高いことから、注意が必要です。
- ・「経費回収率」は100%を大幅に下回っています。
- ・『施設の状況』を示す指標では、「水洗化率」、「施設利用率」が類似団体平均を上回っています。
- ・本村の場合、供用開始が比較的最近であることから、現状では更新投資の必要性はそこまで高くありませんが、今後、管渠の老朽化が進むにつれ、更新投資の必要性が高まっていくことが想定されます。

類似団体比較



図表 2-23 経営指標の他団体比較（レーダーチャート）

経営指標				数値の見方	西米良村	類似団体平均
財務の状況	収益的収支比率	%	経営の健全性	▲	102.5%	79.6%
	繰入金対使用料割合	%	繰入金の依存度	▼	262.9%	373.5%
	経費回収率	%	経営の効率性	▲	26.2%	44.3%
	企業債残高対事業規模比率	%	債務の状況	▼	993.1%	1544.8%
施設の状況	有収率	%	施設の効率性	▲	83.1%	89.0%
	施設利用率	%	施設の効率性	▲	36.7%	27.5%
	水洗化率	%	施設の効率性	▲	100.0%	86.5%
	管渠改善率	%	老朽化の状況	▲	0.0%	0.0%
	普及率	%	普及の状況	▲	38.7%	7.3%

(▲: 数値が高い方が良好、▼数値が低い方が良好)

図表 2-24 経営指標の他団体比較

※1:令和4年度決算数値での比較を実施しています。

※2:グラフは標準偏差方式であり、外側にいくほど良好な数値を示しています。

※3:類似団体比較の対象は、総務省「経営比較分析表」における類似団体区分D2のうち下記の15団体

- ・現在処理区域内人口 150人以上700人以下
- ・処理区域内人口密度 8～24人/ha
- ・流域下水道接続 単独処理

2. 簡易排水事業の現状と課題

(1) 事業の概要

(令和6年3月31日現在)

供用開始年月日	平成6年3月31日
法適用（全部・財務）・法非適用の区分※	法適用（財務）
処理区域面積	0.91ha
処理区域内人口（簡易排水処理人口）	77人
処理区数	2
処理場数	2
行政区域面積	27,156ha
全体計画面積	0.91ha
全体計画人口	77人
普及率	7.8%
水洗化人口	77人
流域下水道等への接続の有無	無

※法適用：地方公営企業法の規定を適用する企業

法非適用：地方公営企業法の規定を適用しない企業

※令和6年度から地方公営企業法を適用しています

図表 2-25 簡易排水事業

① 簡易排水事業

簡易排水事業は、農林水産省の所管の事業で、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等処理するために地方公共団体が管理する施設です。本村は、越野尾(八毛巻)地区簡易排水施設、竹原地区簡易排水施設の2箇所処理しています。

年度	内容
平成6年3月	越野尾(八毛巻)地区簡易排水施設供用開始
平成7年3月	竹原地区簡易排水施設供用開始
令和6年4月	地方公営企業法適用開始

図表 2-26 簡易排水事業のあゆみ

(2) 簡易排水普及率と水洗化の状況

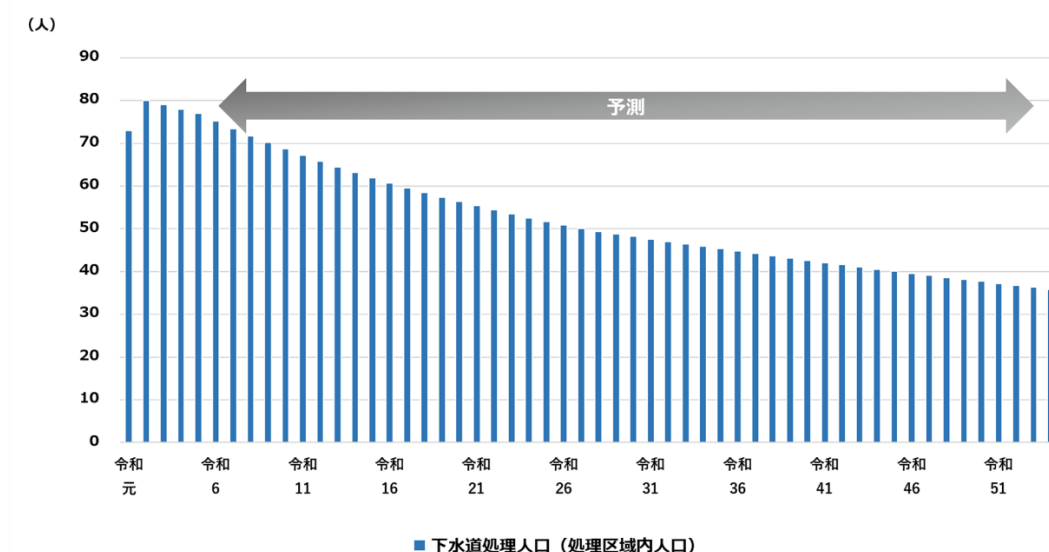
①行政区域内人口と汚水処理人口

本村の総人口は、図表 2-3 西米良村人口の実績と見通し（P6）のとおり、将来においても少子高齢化により、総人口は減少していくことが見込まれます。

簡易排水事業の簡易排水処理人口は令和元年度の 73 人から令和 5 年度には 77 人と 5.5%増加しています。しかし、処理人口のピークは令和 2 年度の 80 人であり、それから徐々に減少の傾向にあります。

また、総人口の減少を加味し、現状の簡易排水普及率 7.8%で一定とした場合、将来の簡易排水処理人口は、令和 11 年度には 67 人、令和 21 年度には 55 人、令和 31 年度には 48 人と令和 5 年度に比べ約 29 人の減少が見込まれます。

なお、投資・財政計画シミュレーションにおいてはいくつかの推計を行った結果、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を参照に令和 5 年度までの人口動向などを考慮して推計しています。また、普及率については令和 5 年度の実績を据え置きにしています。



図表 2-27 簡易排水処理人口の実績と見通し

《関連指標の推移》

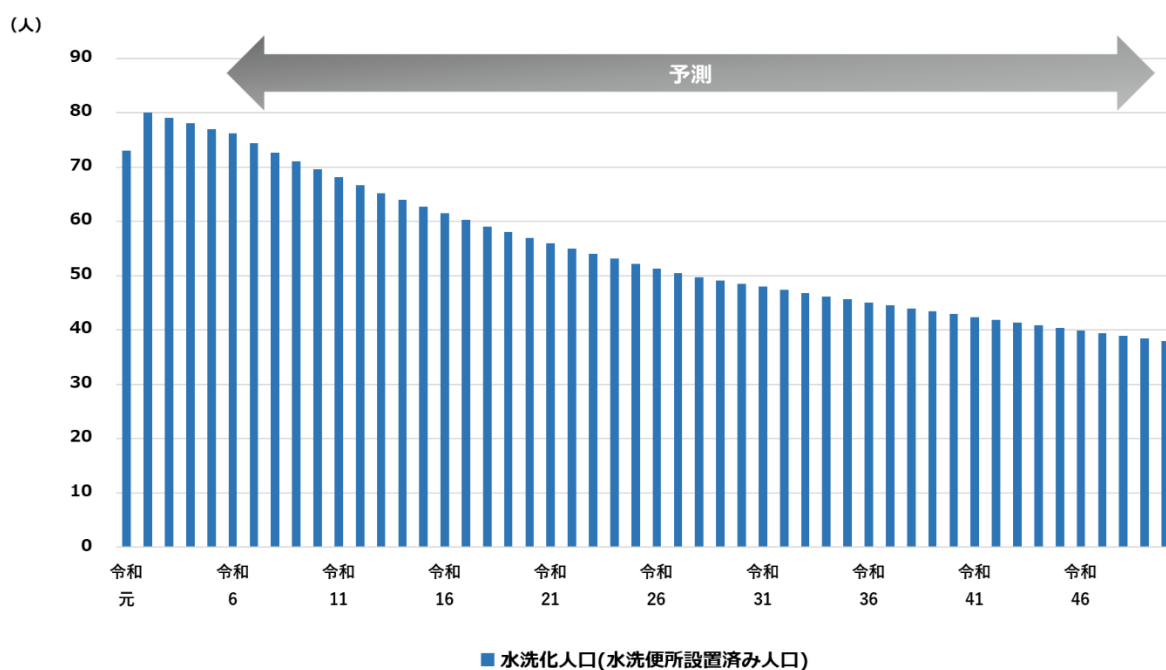
指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	用語説明 (算式)
普及率 (%)	6.6	7.4	7.5	7.5	7.8	行政区域内人口のうち、処理区域内人口が占める割合。簡易排水がどれだけ普及しているかを示す指標。

② 水洗化人口と水洗化率の実績と見通し

本村の簡易排水事業における水洗化人口は、令和元年度の 73 人から令和 5 年度には 77 人と 5.5%増加しています。しかし、処理人口のピークは令和 2 年度の 80 人であり、それから徐々に減少の傾向にあります。

水洗化率については令和元年度から令和 5 年度にかけて 100%で推移しています。

過年度の実績から、将来において水洗化率が横ばいとなることが見込まれる一方で、人口の減少に伴い水洗化人口も減少し、令和 11 年度には 68 人、令和 21 年度には 56 人、令和 31 年度には 48 人と令和 5 年度に比べ約 29 人の減少が見込まれます。



図表 2-28 水洗化人口の実績と見通し

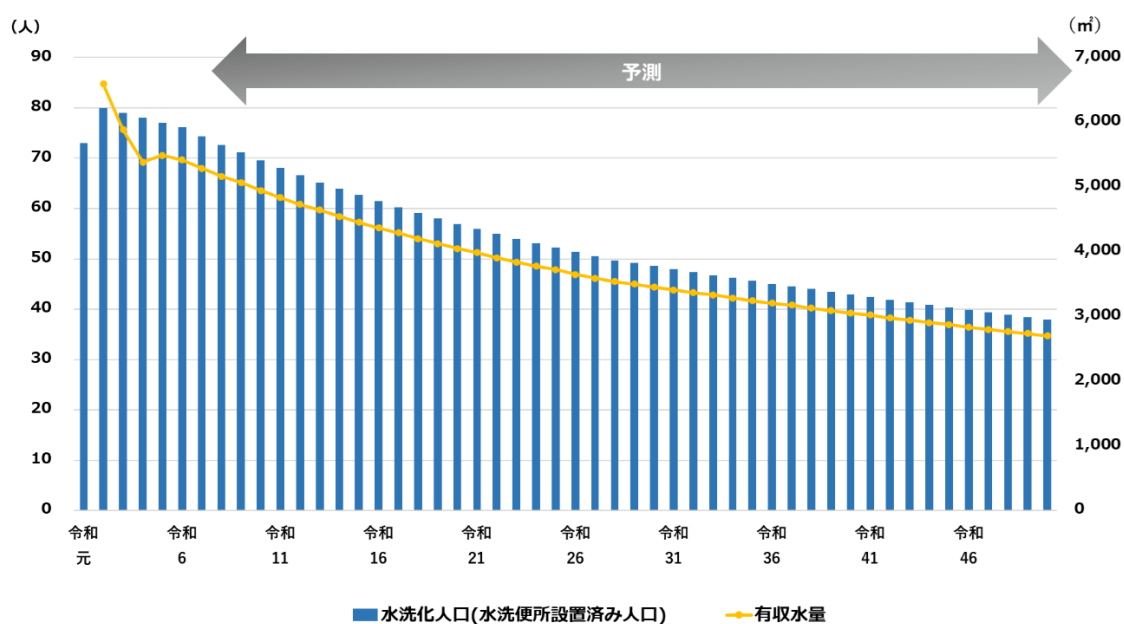
《関連指標の推移》

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	用語説明 (算式)
水洗化率 (%)	100	100	100	100	100	算式：水洗便所設置済人口÷ 処理区域内の行政人口 簡易排水が利用できる人のうち、 どのくらいの割合の人が簡易排水に 接続し、実際に利用しているかを 示す指標。

③ 水洗化人口と有収水量の見通し

有収水量は、水洗化人口の推移に伴い、令和2年度の6,593 m³から令和5年度には5,488 m³と16.8%減少しています。

今後の有収水量は、水洗化人口の減少に伴い、減少することが見込まれます。



図表 2-29 水洗化人口と有収水量の見通し

(3) 管路や施設の状況

① 管路の状況

令和5年度末時点での本村の簡易排水における管渠延長は約610mであり、汚水管となっております。本村の簡易排水事業は平成6年3月から供用を開始しており、30年以上が経過しましたが、現時点で本格的な更新投資を行っておりません。今後を見越して計画的に老朽化対策を進める必要があります。

センター名	管路延長(m)
越野尾(八毛巻)地区	138
竹原地区	472

図表 2-30 各センターの管路延長

《関連指標の推移》

指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	用語説明 (算式)
管渠老朽化率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	算式：法定耐用年数を経過した管渠 延長 ÷ 下水道布設延長 下水道布設延長のうち、法定耐用年 数を経過した管渠がどれだけあるか を示す指標であり、管渠の老朽化度 合を表したものの。

管路については、耐用年数未到来であることなどから管渠老朽化率は未だ0.0%です。しかし、供用開始から既に31年が経過していることもあり、今後は老朽化した管路が増加していくため、計画的に管路を改善していく必要があります。

②簡易排水施設の状況

本村簡易排水事業における供用開始区域は以下のとおりです。



図表 2-31 越野尾（八毛巻）地区簡易排水事業処理区域



図表 2-32 竹原地区簡易排水事業処理区域

③管路や施設の見通し

本村では、公共インフラや施設等の老朽化が進んでおり、計画的な維持管理が必要となっています。「第6次西米良村長期総合計画」に基づき、今後は厳しい財政状況を踏まえ、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められています。

(4) 使用料の状況

①現在の簡易排水使用料体系

簡易排水事業の条例上の使用料体系は特定環境保全公共下水道事業と同一となっており、図表 2-9 (P12) のとおりです。

一方で、実質的な使用料は次の表のとおりです。

(税込)

実質的な使用料 (20 m ³ あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般用	2,805 円	2,901 円	2,840 円

図表 2-33 特定環境保全公共下水道使用料

②下水道使用料についての考え方

本村の簡易排水事業は P12 の特定環境保全公共下水道事業と同様、雨水処理は実施していません。そのため、下水道の使用料については汚水処理原価を基本的に算出根拠としています。今後もこの方針に則り、使用料の算出を行っていきます。

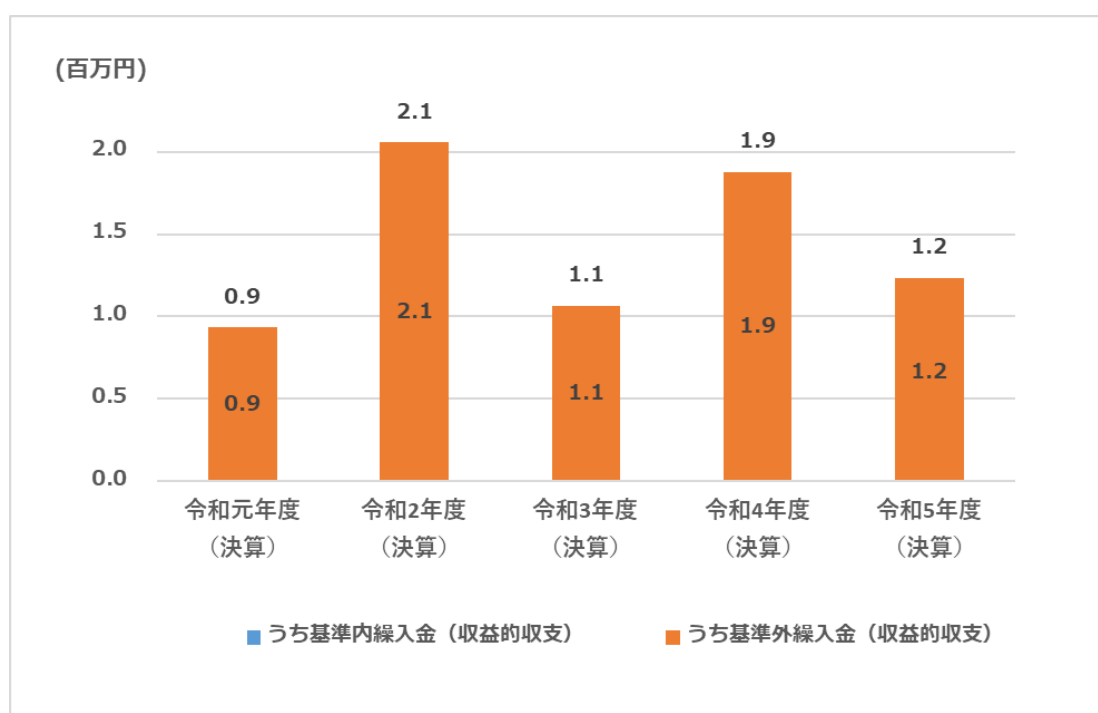
③使用料改定の状況

本村は、供用開始後、消費税の改定を伴うものを除き使用料の値上げは行っていません。

(5) 繰入金の状況

本村簡易排水事業の一般会計からの繰入金は、基準外繰入金のみで構成されています。これは、本村簡易排水事業の投資は全額一般会計が負担していることから、汚水資本費が発生しておらず基準内繰入金がゼロとなっています。一方、使用料収入で賄えない維持管理費相当額について、一般会計から充当する形で収支の均衡を図っていることから基準外繰入金が発生しております。

基準外繰入金は年度毎に変動がありますが、これは修繕費等の経費に年度により変動があることが主な要因と考えられます。



図表 2-34 繰入金の推移

（6）簡易排水事業の財源構造

本村における簡易排水事業の財源構造（令和6年度）は以下のとおりです。なお、令和6年度から地方公営企業法を適用しており、令和6年度の数値は決算見込みの金額を表示しています。

収益的収支において当年度純損失を計上していますが、特定環境保全公共下水道事業と合わせた下水道事業全体では当年度純利益を計上しています。また、本村における簡易排水事業では資本的収支は発生していません。本村の簡易排水事業では平成7年度の竹原地区の供用開始後は大幅な施設の更新投資を行っていないため資本的収支が発生しない構造となっています。

【収益的収支（税抜）】

（単位：百万円）

収 益	使用料収入 0.7	長期前受金戻入 1.0	当年度 純損失 1.6
	維持管理費等2.3		減価償却費 1.1

【資本的収支（税込）】

（単位：百万円）

収 入	発生なし
支 出	発生なし

図表 2-35 本村簡易排水事業における財源構造の状況（令和6年度）

（７）組織の状況

①組織の状況

簡易排水事業における組織体制及び各課における担当は特定環境保全公共下水道事業の組織体制及び各課における担当（P18）と同一です。

②職員の状況

本村の下水道事業に従事する職員は P19 のとおりです。建設課の職員が特定環境公共下水道事業と簡易排水事業を併任しています。

（８）民間活力の活用等

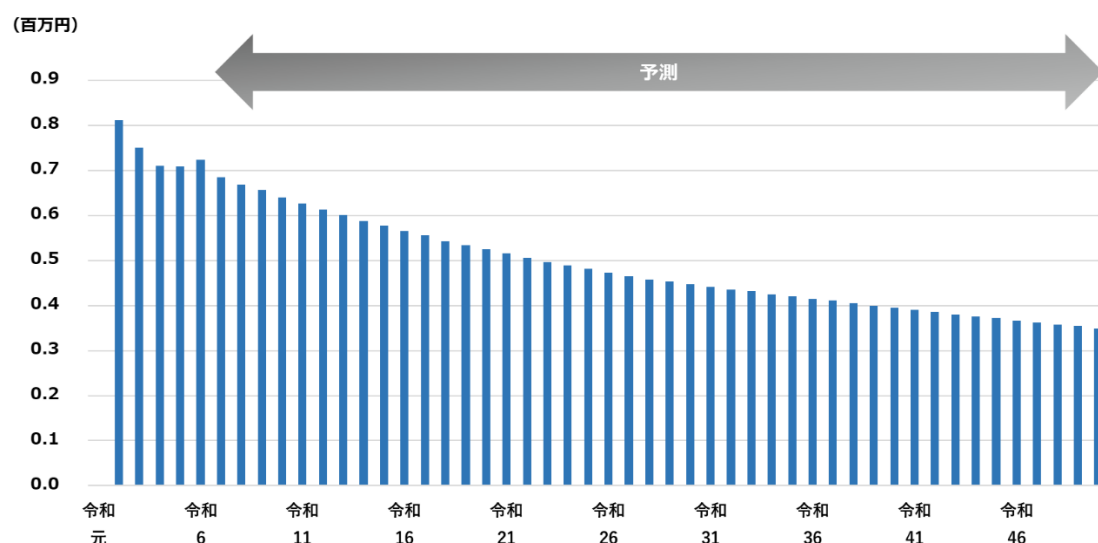
民間活用および資産活用の導入は現在行っておりませんが、今後、導入について検討する予定です。

(9) 経営の状況

①簡易排水使用料の状況

令和5年度の簡易排水使用料（税抜）は、0.7百万円でした。

将来の人口減少に加え、節水器具の普及等に伴い排水量が減っていくことで、将来的には簡易排水使用料の減少が見込まれます。



図表 2-35 簡易排水使用料の実績と見通し

※令和5年度までは実績値、令和6年度は予算値、令和7年度以降は予測値としています。
 ※将来の簡易排水使用料は第2章2(2)②水洗化人口と水洗化率の実績と見通し(P30)にて予測される各年度の水洗化人口に直近の使用料単価を乗じて算定しています。

《関連指標の推移》

指標	令和4年度	令和5年度	用語説明 (算式)
収益的収支比率 (%)	100.0	100.0	算式：総収益／（総費用＋地方債償還金） 使用料収入、一般会計繰入金等の収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているのかを示す指標で、高い方がよい。
使用料単価 (円)	145.1	142.0	算式：使用料収入÷有収水量 使用料収入を有収水量で除したもの。有収水量1㎡当たりの使用料単価を示す指標で、高い方がよい。

※法非適用の数値を記載しています。

※使用料単価は税込の金額を記載しています。

収益的収支比率は 100%であり、単年度の収支は収入と支出が同額であることを示しています。

また、使用料単価は国が示している現時点における使用料の目安の単価 150 円に対し下回っています。使用料収入を税抜とした場合は令和 4 年度単価が 131.9 円、令和 5 年度単価が 129.1 円と目安である 150 円を大幅に下回る結果となっています。

② 企業債残高の推移

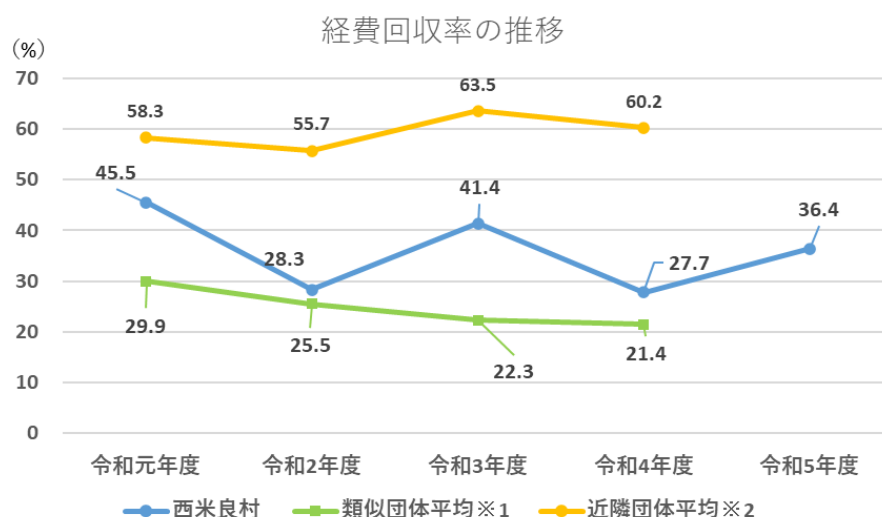
簡易排水事業の企業債残高は、(6) 簡易排水事業の財源構造 (P36) に記載のとおり、本村の簡易排水事業では平成 7 年度の竹原地区の供用開始後は大幅な施設の更新投資を行っておらず、令和 6 年度時点で企業債残高を保有しておりません。なお、現時点では今後も大幅な更新投資を予定していないことから、将来における企業債の発行は予定しておりません。

«関連指標の推移»

指標	令和 4 年度	令和 5 年度	用語説明 (算式)
企業債残高 対事業規模比率 (%)	0.0	0.0	算式： 企業債残高(一般会計負担分を除く)÷営業収益(受託工事収益及び雨水処理負担金を除く) 使用料収益に比べて企業債残高がどれくらいあるのかを示す指標。

③ 経費回収率の推移

経費回収率は、100%を下回っており、使用料で回収すべき経費を使用料で賄えていない状況を表しています。類似団体の平均値と比較するとやや高い水準にありますが近隣団体の平均値と比較すると低い水準にあります。今後 100%以上を実現するために、可能な限り経費削減に努め、効率的な経営を行う必要があります。



図表 2-36 経費回収率の推移

※類似団体平均（※1）

類似団体の対象は、総務省「経営比較分析表」における類似団体区分 J2 のうち下記の4団体

- ・現在処理区域内人口 350 人以下
- ・流域下水道接続 単独処理

※近隣団体平均（※2）

近隣団体の対象は、総務省「経営比較分析表」における類似団体区分 F2 のうち下記の3団体

- ・現在処理区域内人口 500 人以下
- ・流域下水道接続 単独処理

《関連指標の推移》

指標	令和4年度	令和5年度	用語説明 (算式)
経費回収率 (%)	27.7	36.4	算式： 使用料収入÷汚水処理費用(公費負担分を除く) 汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則。
汚水処理原価 (円)	530.9	389.1	算式： 汚水処理費用(公費負担分を除く)÷有収水量 汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量1 m ³ 当たりどれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを示す指標で、低い方がよい。

④類似団体と比較した経営状況

（財務の状況）

『財務の状況』を示す指標では、「経営の健全性（収益的収支比率）」は、近隣団体平均より良好となっていますが、類似団体平均と比較すると低い水準となっています。

「繰入金の依存度（繰入金対使用料割合）」は 260.5%と類似団体平均及び近隣団体平均に比べて繰入金の依存度が低いものの、100%を超えていることや、繰入金はすべて基準外繰入金であることから繰入金の依存度を減少させていく必要があります。また、「経営の効率性（経費回収率）」については、100%を大幅に下回っていることから使用料を増加させる、または経費を削減するなどの対策を講じる必要があります。

なお、「債務の状況（企業債残高対事業規模比率）」については、企業債を発行していないことから企業債残高対事業規模比率は類似団体平均より低い水準にあります。

（管路及び施設の状況）

『施設の状況』を示す指標では、「施設等の効率性」を示す指標である「水洗化率」は、類似団体平均及び近隣団体平均と比べ高い水準にあります。

「管渠改善率」について、本村では供用開始の平成6年度から令和6年度まで30年程度経過していることから、現時点で改善が必要な管渠は発生していませんが、将来の更新に備える必要があります。

「普及率」は類似団体平均及び近隣団体平均より高い水準にあります。

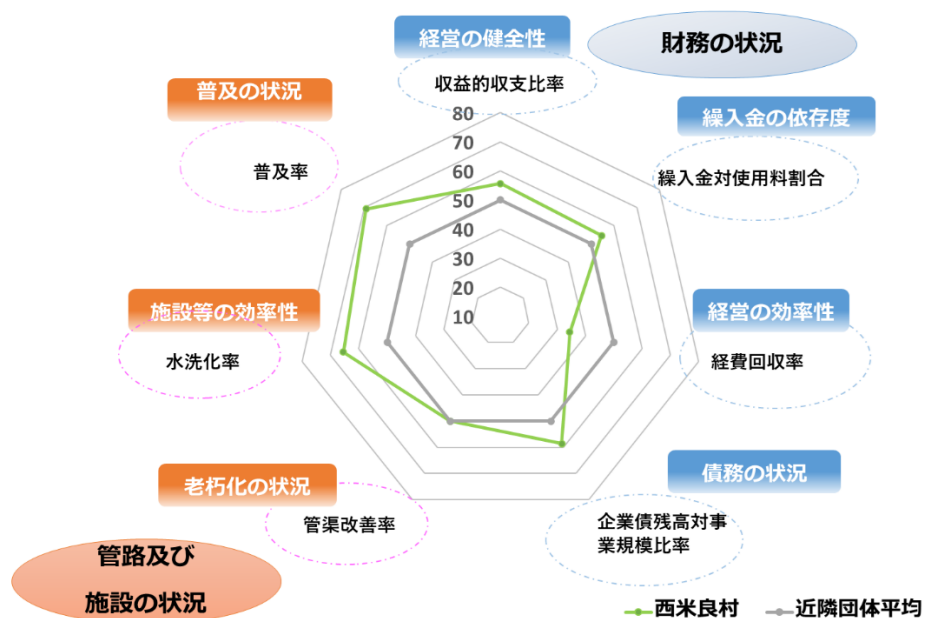
（まとめ）

- ・『財務の状況』を示す指標では、「収益的収支比率」は類似団体平均を下回っていますが、近隣団体平均を上回っています。
- ・「繰入金対使用料割合」は類似団体平均及び近隣団体平均を下回っておりますが、使用料以上に繰入金を投入している状況であることや、全額が基準外繰入金であることから、注意が必要です。
- ・「経費回収率」は目標とする回収率である100%に及ばないため改善が必要です。
- ・『施設の状況』を示す指標では、「水洗化率」が類似団体平均及び近隣団体平均を上回っています。
- ・本村の場合、供用開始から30年程度経過していることから、今後管渠の老朽化が進むにつれ、更新投資の必要性が高まっていくことが想定されます。

類似団体比較



近隣団体比較



図表 2-37 経営指標の他団体比較（レーダーチャート）

類似団体比較

	経営指標			数値の見方	西米良村	類似団体平均
財務 の 状 況	収益的収支比率	%	経営の健全性	▲	100.0%	106.7%
	繰入金対使用料割合	%	繰入金の依存度	▼	260.5%	598.3%
	経費回収率	%	経営の効率性	▲	27.7%	21.4%
	企業債残高対事業規模比率	%	債務の状況	▼	0.0%	8681.3%
施設 の 状 況	管渠改善率	%	老朽化の状況	▲	0.0%	0.0%
	水洗化率	%	施設の効率性	▲	100.0%	92.5%
	普及率	%	普及の状況	▲	7.5%	0.8%

(▲：数値が高い方が良好、▼数値が低い方が良好)

※1:令和4年度決算数値での比較を実施しています。

※2:グラフは標準偏差方式であり、外側にいくほど良好な数値を示しています。

※3:類似団体比較の対象は、総務省「経営比較分析表」における類似団体区分 J2 のうち下記の4団体

- ・現在処理区域内人口 350人以下
- ・流域下水道接続 単独処理

近隣団体比較

	経営指標			数値の見方	西米良村	近隣団体平均
財務 の 状 況	収益的収支比率	%	経営の健全性	▲	100.0%	93.0%
	繰入金対使用料割合	%	繰入金の依存度	▼	260.5%	300.4%
	経費回収率	%	経営の効率性	▲	27.7%	60.2%
	企業債残高対事業規模比率	%	債務の状況	▼	0.0%	3449.4%
施設 の 状 況	管渠改善率	%	老朽化の状況	▲	0.0%	0.0%
	水洗化率	%	施設の効率性	▲	100.0%	93.8%
	普及率	%	普及の状況	▲	7.5%	3.0%

(▲：数値が高い方が良好、▼数値が低い方が良好)

※1:令和4年度決算数値での比較を実施しています。

※2:グラフは標準偏差方式であり、外側にいくほど良好な数値を示しています。

※3:近隣団体比較の対象は、総務省「経営比較分析表」における類似団体区分 F2 のうち下記の3団体

- ・現在処理区域内人口 500人以下
- ・流域下水道接続 単独処理

図表 2-38 経営指標の他団体比較

第3章 経営の基本理念と基本方針

1. 基本理念と基本方針

本村では「第6次西米良村長期総合計画」において「カリコボーズと1,000人が笑う村～菊池の精神を受け継ぐ令和の桃源郷～」を基本目標としています。その中で、施策「豊かな暮らしを支える安心・安全な村づくり」を掲げており、「上水道・下水道の整備」を主な取組の一つとしています。

下水道事業は、快適な生活環境を形成するための重要な基盤であることを踏まえ、本村の下水道事業経営に係る基本理念及び基本方針を以下のように定めます。また、本戦略では、SDGsの理念を意識しながら取り組むために、基本理念とSDGsとの関連付けを行いました。

基 本 理 念

上下水道は、最も重要なライフラインであり、対象区域を拡大していく必要があります。特に高齢世帯が増えてくると、水利の自己管理が困難になることが予想されるため、未普及地域の解消を進める必要があります。しかしながら相応の投資が必要となるため、財政状況を見ながら計画的に整備を行っていくことが必要です。併せて、災害時の対策として施設の耐震化を進めていく必要もあります。



【水・衛生】

すべての人々の水と衛生へのアクセスを確保する



【住み続けられるまちづくり】

包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する

基 本 方 針

(1) 下水道処理施設の適切な管理

近年の自然災害に対応するために管渠・施設等の耐震化、耐水化事業を適切に推進していく必要があります。また、サービスを将来にわたり安定して提供していくためには、管路や施設の汚水処理としての機能を維持していくことが必要となるため、「第6次西米良村長期総合計画」や「第2期 西米良村まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「ストックマネジメント基本計画」に基づく管路や施設の計画的な点検・調査及び改築・修繕を実施していきます。

そのためにも投資費用の平準化を図りつつ、使用料、国庫補助金及び一般会計繰入金などの財源の確保・適正化を図りながら施設の適切な管理に努めていきます。

(2) 下水道事業の経営基盤の強化

将来にわたり、安定した下水道サービスを提供し、サービスの水準を維持しつつ向上に努めていくため、下水道事業経営の健全化を目指し、汚水処理及び業務の効率化、財源の適正化を図っていきます。

第4章 下水道事業の効率化・健全化への取り組み

1. 特定環境保全公共下水道事業の取り組み

(1) 投資計画

①令和16年度までの投資目標

【重要な投資目標】

・処理場及びポンプ場の主要設備の修繕・改築を進めることにより、施設の長寿命化を図ります。

第2章1.(1)①特定環境保全公共下水道事業(P5)にも記載したとおり、本村は、西米良浄化センターで処理を行っています。

老朽化対策について、令和2年度に西米良浄化センター他再構築基本設計(以下「ストックマネジメント計画」と記載する)を策定しております。

ストックマネジメント計画では、本経営戦略の計画期間最終年度である令和16年度までに安定的な下水道サービスの提供を目的として、主要設備においてリスク評価ランクが高い設備を全設備の10%未満とすることを目標として設定しております。そのうえで長期的な改築シナリオを設定し、計画期間の総事業費約352百万円の改築を予定しております。

ストックマネジメント計画は、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としています。管渠については、点検・調査を継続して行い、管渠の状態を把握した上で対策を進めています。

②投資の基本方針

施設・管渠の劣化状況を定期点検等により把握し、適宜、補修を行って維持管理を行います。また、施設・管渠の更新を計画的・効率的に進めるとともに、更新時には耐震性や維持管理効率の向上を図ります。

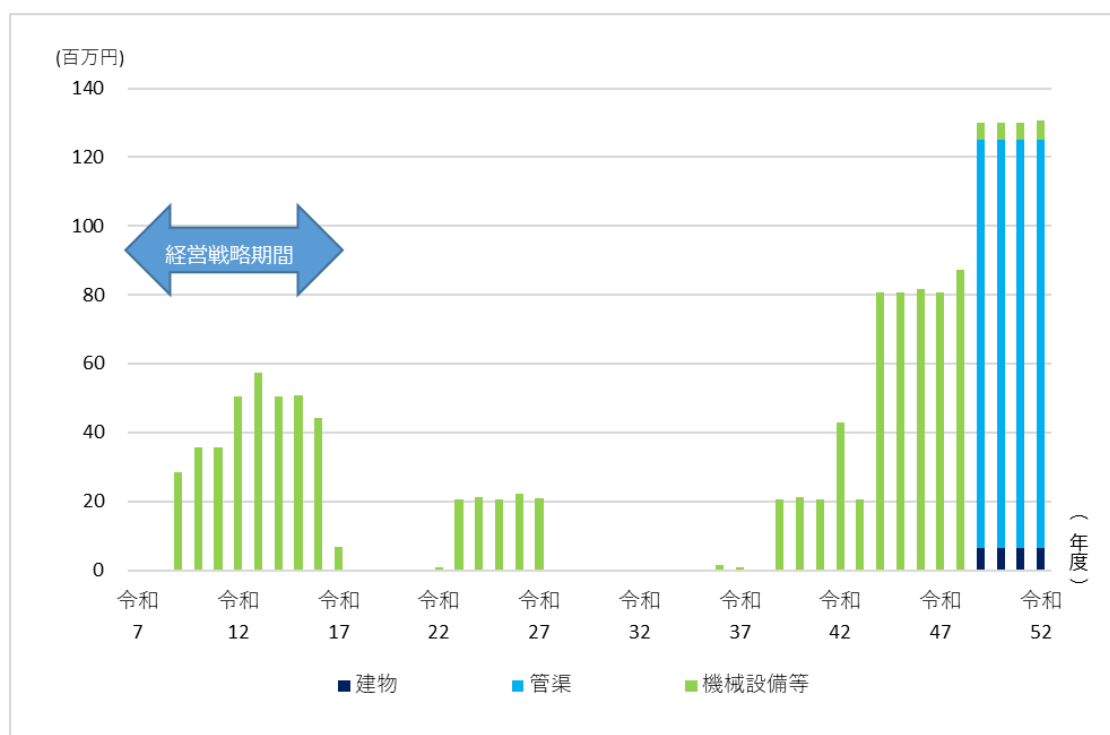
③計画期間内に実施する投資計画

上述の投資の基本方針を受け、今後計画期間内に実施を予定している主な投資計画は以下のとおりです。

- スtockマネジメント計画（令和5年度～令和12年度）

更新投資については、固定資産台帳の情報から見込まれる更新投資額をもとに、上記計画との整合性を加味して算定しています。なお、ストックマネジメント計画は令和5年度からを想定していますが、改築事業の予定が当初想定より遅れていることから、今回令和9年度～令和16年度の期間で改築を進めることを前提として投資計画を算定しました。固定資産台帳の情報から見込まれる更新投資額については、保有する固定資産が使用可能期間を経過した時点で、当該固定資産の取得価額と同額の更新投資が行われるという仮定に基づき算定をしています。使用可能期間については固定資産台帳上で設定された耐用年数到来時に更新を行う場合と耐用年数の1.5倍の期間を経過した時点で更新投資を行う場合を検討した結果、ストックマネジメント計画を推進していくこと等による実際に使用できる期間を考慮し、耐用年数の1.5倍の期間を経過した時点で更新投資が行われるシミュレーションを採用しています。また、単年度事業費が過大にならないように、主に耐用年数を延長した期間で事業費の平準化を行っています。

また、令和23年頃から、ストックマネジメント計画の対象以外の更新投資が発生することから建設改良費が多額となる見込みですが、ストックマネジメント計画の進捗状況や経営状況を注視しながら今後検討していく必要があります。



図表 4-1 今後の投資予定額

④ 今後の投資に関する取り組みの内容

ストックマネジメントの推進

下水道施設全体を一体的に捉え、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコスト低減を図ることを目的とし、下水道ストックマネジメント計画を推進し、下水道施設の適切な維持管理に努めていきます。

施設・設備・管路の長寿命化等の投資の平準化

処理施設及びマンホールポンプについては、ストックマネジメント計画の推進を予定しており、通常の耐用年数よりもより長く使用できるように長寿命化を図っていきます。実施については、リスク評価を踏まえた優先順位に基づき点検調査を行い、初期は老朽化が著しい箇所や長寿命化が困難な箇所を集中的に対応します。管渠については供用開始から 24 年経過しており、令和 33 年度前後から耐用年数を過ぎたものが現れますが、長寿命化が可能な箇所については長寿命化を実施することにより、年度間の平準化を行い計画的な施設の更新を行っていきます。

(2) 財政計画

【重要な財政目標】

- ・経費回収率を 30%とする。
- ・繰入金対使用料割合について 400%を超えない水準を維持する。

①令和 16 年度までの財政目標

第2章 1. (8) ③経費回収率の推移 (P23) にも記載したとおり、令和4年度の経費回収率は、26.2%と類似団体平均値を下回っています。一般会計の負担のあり方や、使用料の水準を見直すとともに、今後も費用削減や更新投資の見直しなどを行うことで、令和16年度における経費回収率を30%とすることを目指します。

また、第2章 1. (8) ④類似団体と比較した経営状況 (P24) にも記載したとおり、「繰入金対使用料割合」は類似団体平均を下回っておりますが、使用料以上に繰入金を投入している状況です。今後は使用料の水準の見直しや費用の削減を講じることで400%を超えない水準を維持することを目指します。

②財源確保のための取り組みの内容

使用料に関する項目

現在、本村の使用料は使用水量により使用料を算出する従量制で設定しています。使用料は月額の基本使用料と使用水量に応じた従量使用料からなる二部使用料制であり、基本的には汚水処理量に応じた使用料体系になっています。また、消費税の改定を伴うものを除き使用料改定を行っていない状況です。

令和5年度の使用料単価は142.4円（税抜）と、国が示している現時点における使用料の目安の単価150円を下回っており、非常に厳しい状況となっています。

なお、経費回収率においては、第2章1.（8）③経費回収率の推移(P23)に記載のとおり、令和4年度には経費回収率は26.2%となっています。

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保が必要となってきます。

そこで、経費の削減、投資の見直しなどの施策を講じ経営改善を行いつつ、使用料単価の見直しについても検討を行う必要があります。

今回投資財政計画を策定する上で、いくつかの前提条件のもとに計画を策定しております。

当初の計画は、現行の使用料が続くことを前提として計画を策定しました。こちらの計画では令和16年度の経費回収率が21.3%と、令和4年度からさらに低下することが見込まれており、これまで以上に施設の更新・維持を行うことが難しいということが明らかになりました。

指 標	令和4年度 (実績)	令和11年度 (見込)	令和16年度 (見込)
経費回収率	26.2%	24.5%	21.3%
繰入金対 使用料割合	262.9%	479.7%	523.4%

図表 4-2 現行使用料を前提とした各指標の5年後及び10年後の推移

次に、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す、経費回収率100%を達成する使用料改定を前提とした計画を策定しました。

しかし、使用料の見直しについて、経営戦略最終年度となる令和16年度時点で経費回収率100%を前提とした場合は使用料単価が800円程度となり、現行の使用料単価であ

る 142 円と比較した場合、改定率が約 463%とただちに住民負担を求めるには現実的ではありません。

そこで、上記前提条件の折衷案として現行料金から約 40%の改定率となる、使用料単価 200 円の使用料改定を前提とした計画を策定しました。こちらの計画では令和 16 年度における経費回収率は 30.1%であり、令和 4 年度の経費回収率 26.2%から 4%程度改善することが見込まれています。

指 標	令和 4 年度 (実績)	令和 11 年度 (見込)	令和 16 年度 (見込)
経費回収率	26.2%	34.6%	30.1%
繰入金対 使用料割合	262.9%	326.3%	372.6%

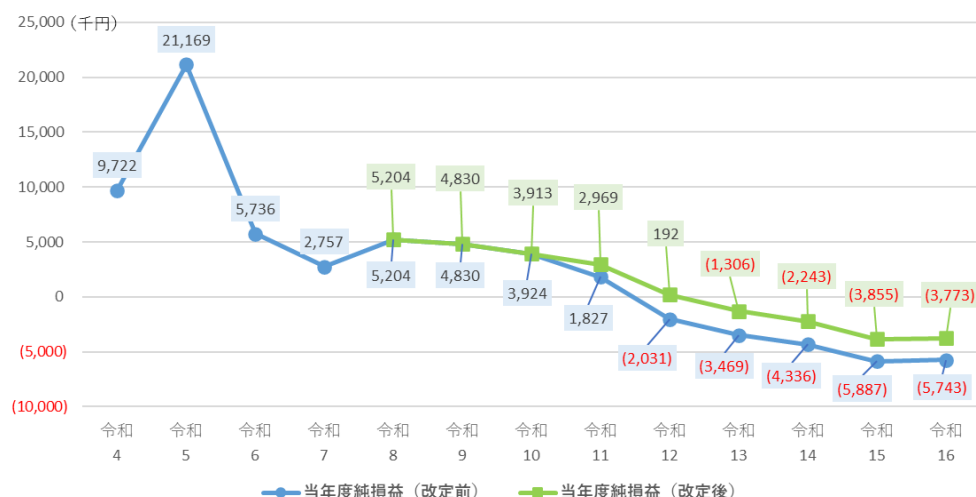
図表 4-3 使用料改定を前提とした各指標の 5 年後及び 10 年後の推移

このように、使用料単価 200 円の改定を前提とした場合もあるべき経費回収率 100%には及びませんが、使用料改定と合わせて経費の削減に努め、経費回収率の向上を進めていく必要があります。

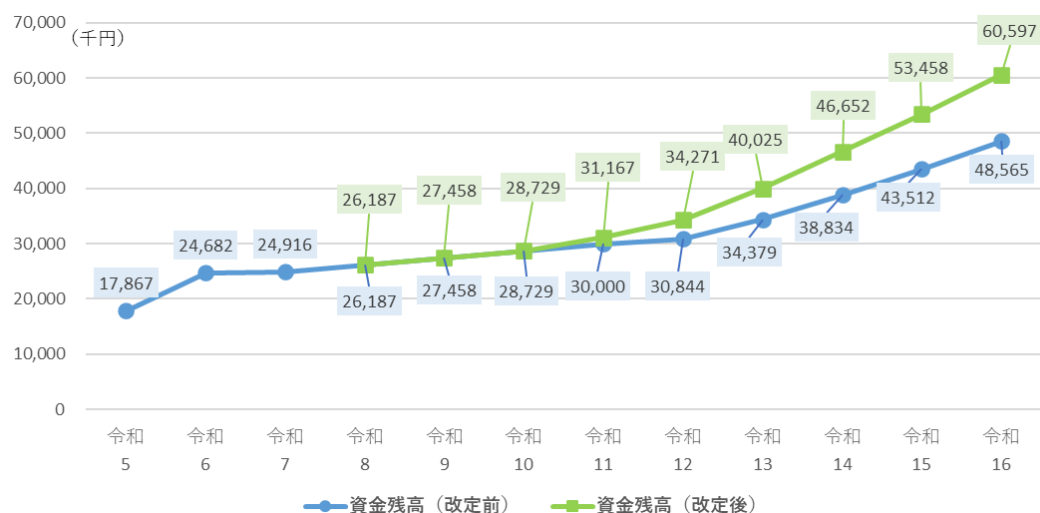
なお、ここでの使用料改定は、現状及び今後の投資・財政推計に基づいて試算したもので、実際の改定については今後、経営状況等を総合的に判断しながら使用料体系や使用料改定率、その時期について、複数の審議を経て方針が決定されていきます。本村では、令和 16 年度までに経費回収率を 30%に向上させるために令和 8 年度に向けて使用料の改定を予定しておりますが、その際には、使用者である住民の方々にご理解を頂くための説明を周知徹底することに努めてまいります。



図表 4-4 改定前後の使用料収入の推移



図表 4-5 当年度純損益の使用料改定前後の推移



図表 4-6 資金残高の使用料改定前後の推移

企業債・資金に関する項目

本村では他団体に比べ企業債の依存度が低い（一般会計負担分を含めた場合）ものの企業債残高対事業規模比率は令和4年度で993.1%と高い点が課題です。そのため、将来の世代に負担を残さないためにも、今後の投資については、企業債をできる限り抑制しながら行っていく必要があります。第4章1.（1）③計画期間内に実施する投資計画（P47）に記載しているように複数パターンで投資額のシミュレーションを実施しており、その財源となる企業債についても、投資額と整合するよう複数パターンで発行可能な水

準となるよう検討を行っています。また使用料、基準外繰入などその他の財源との関係も加味しながら企業債の水準を決定していきます。

資金残高については、現状の使用料水準かつ基準外繰入ありと仮定すると、令和16年度時点で約48百万円程度であり、今後も、企業債、基準外繰入、使用料水準の3つの財源のバランスを取りながら、資金ショートしないような経営を行う必要があります。

繰入金に関する項目

現状の使用料水準で将来推計を行ったところ、令和16年度時点まで資金残高が不足しないようにするためには、一般会計からの繰入金が毎年25百万円程度必要となります。

また、令和16年度の繰入金対使用料割合は523.4%であり、令和4年度の繰入金対使用料割合262.9%を大幅に上回る結果となります。

一般会計からの繰入金が使用料を大幅に上回る状況は今後解消する必要があります。

しかしながら、基準外繰入金を解消するには、経営戦略や投資計画などが計画どおり実施されていることを確認し、また、不測の経費については計画の見直し等により対応することが必要となります。

使用料に関する項目（P51）に記載のとおり、本村では約40%の使用料改定を前提とした投資財政計画を策定しております。使用料改定を前提とした場合、令和16年度における繰入金対使用料割合は372.6%と、目標とする400%を超えない水準を維持できる見込みであります。

以上のように、使用料の改定や定期的な計画の確認・見直しを行うことにより、繰入金対使用料割合が大きく増加しないようにする必要があります。

③その他の取り組みの内容

組織・人材・定員及び給与に関する項目

特定環境保全公共下水道事業は、村民生活にとって重要なライフラインであり、その事業の特殊性・継続性から、いかなる状況でも適切に対応できる危機管理能力と技能を必要とします。また、令和6年度から特定環境保全公共下水道事業が公営企業会計に移行し、複式簿記を導入したことで、会計事務についても専門的な知識が必要となっています。

また、近年の地震・大雨・台風災害など、より迅速に適切な判断が求められ、老朽化した施設が増えていく中、日頃の維持管理についても、幅広く高度な知識が求められており、技術・知識の正確な継承が課題のひとつになっています。この課題を解決するため、職員の技術向上を目的とした定期的な研修を実施し、高度な知識を持った人材の確保を行うことなどが必要となります。

今後も、さらなる研修の充実を図るなど、技術や知識を正確に継承する体制を強化していきます。

住民サービスの確保及び住民満足度の向上に関する項目

住民サービスの一環として令和6年度よりコンビ二収納を実施しています。

今後も住民満足度の向上に向けた取り組みを検討していきます。

広域化に関する項目

宮崎県内では、令和3年12月に県内全市町村及び関連団体と県で汚水処理事業に係る広域化・共同化協議会が設立され、令和5年1月に宮崎県汚水処理事業に係る広域化・共同化計画が策定されています。計画では、ソフト面では維持管理業務の共同化、災害時対応の共同化、ハード面では汚水処理施設の統廃合が示されています。

本村は西都ブロックに位置しており、今後はソフト面で災害対応など近隣自治体との連携、維持管理の共同化について検討を進めていく予定です。

民間のノウハウを活用、ICT化の推進

地方公営企業における厳しい経営環境の下、経営基盤の強化や効率化に向けての取り組みが要請される中、民間企業へ任せた方が効率的かつ効果的な業務は民間委託を検討することが求められています。

今後も引き続き、業務の効率化など可能な限りその効果や改善について検討していきます。

防災・安全対策に関する項目

特定環境保全公共下水道事業は村民生活の維持に重要なライフラインであるため、災害時においても事業継続が可能な危機管理体制を確立する必要があります。本村においても、BCP（事業継続化計画）整備や広域応援体制の整備など、様々な対策を図っています。今後も引き続き、より強固な危機管理体制の確立に向けて様々な取り組みを検討していきます。

その他経営健全化や経営基盤の強化に関する項目

収納率の向上について、特定環境保全公共下水道事業の経営の根幹である使用料収入の確保と負担の公平性の観点から、引き続き電話催告に努めるなど、収納率向上の対策を図っていきます。

また投資以外の経費については、経営の健全化の観点から、設備の効率化、省エネ化による経費削減に今後も取り組みます。

2. 簡易排水事業の取り組み

(1) 投資計画

①令和 16 年度までの投資目標

【重要な投資目標】

・令和 10 年度以降は 5 年毎に 300 万円の追加修繕を行う。

第 2 章 2. (1) ①簡易排水事業 (P28) にも記載したとおり、本村は、越野尾(八毛巻)地区簡易排水施設、竹原地区簡易排水施設の 2 箇所で処理を行っています。いずれの施設も供用開始から 30 年以上経過していることから、通常の修繕に加え追加の修繕を行うことで、施設を長く安全に使用できるよう維持管理に努めます。

②投資の基本方針

施設・管渠の劣化状況を定期点検等により把握し、適宜、補修を行って維持管理を行います。

③計画期間内に実施する投資計画

本村の簡易排水施設について、計画期間内においては新規または更新投資は予定していません。

しかし、令和 10 年度から通常の修繕費に上乗せする形で 5 年毎に追加修繕を実施することで施設の長寿命化を図ることを目標としております。

④今後の投資に関する取り組みの内容

施設・設備の合理化

限られた資金を効率的かつ効果的に活用するために、管渠や施設を計画的かつ効率的に維持管理する方針を定め、順次修繕を推進します。具体的には、老朽化している機械設備の維持管理を進めつつ、効率化についても検討を進めます。

施設・設備・管路の長寿命化等の投資の平準化

修繕計画と合わせて、検討を進めます。

(2) 財政計画

【重要な財政目標】

- ・経費回収率を40%とする。
- ・繰入金対使用料割合について160%を超えない水準を維持する。

① 令和16年度までの財政目標

第2章2.(8)③経費回収率の推移(P40)にも記載したとおり、令和4年度の経費回収率は、27.7%と類似団体平均値を上回っています。一般会計の負担のあり方や、使用料の水準を見直すとともに、今後も費用削減や更新投資の見直しなどを行うことで、令和16年度における経費回収率を40%とすることを目指します。

また、第2章2.(8)④類似団体と比較した経営状況(P41)にも記載したとおり、繰入金対使用料割合は類似団体平均及び近隣団体平均を下回っておりますが、使用料以上に繰入金を投入している状況です。今後は使用料の水準の見直しや費用の削減を講じることで160%を超えない水準を維持していきます。

②財源確保のための取り組みの内容

使用料に関する項目

簡易排水事業の使用料体系は特定環境保全公共下水道事業と同一となっており、消費税の改定を伴うものを除き使用料改定を行っていない状況です。

令和5年度の使用料単価は129.1円（税抜）と、国が示している現時点における使用料の目安の単価150円を下回っており、非常に厳しい状況となっています。

なお、経費回収率においては、第2章2.（8）③経費回収率の推移（P40）に記載のとおり、令和4年度には経費回収率は27.7%となっています。

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保が必要となってきます。

そこで、経費の削減、投資の見直しなどの施策を講じ経営改善を行いつつ、使用料単価の見直しについても検討を行う必要があります。

今回投資財政計画を策定する上で、いくつかの前提条件のもとに計画を策定しております。

当初の計画は、現行の使用料が続くことを前提として計画を策定しました。こちらの計画では令和16年度の経費回収率が25.5%と、令和4年度からさらに低下することが見込まれており、これまで以上に施設の更新・維持を行うことが難しいということが明らかになりました。

指 標	令和4年度 (実績)	令和11年度 (見込)	令和16年度 (見込)
経費回収率	27.7%	28.2%	25.5%
繰入金対 使用料割合	260.5%	254.7%	292.0%

図表 4-7 現行使用料を前提とした各指標の5年後及び10年後の推移

次に、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す、経費回収率100%を達成する使用料改定を前提とした計画を策定しました。

しかし、使用料の見直しについて、経営戦略最終年度となる令和16年度時点で経費回収率100%を前提とした場合は使用料単価が490円程度となり、現行の使用料単価である129円と比較した場合、改定率が約280%とただちに住民負担を求めるには現実的ではありません。

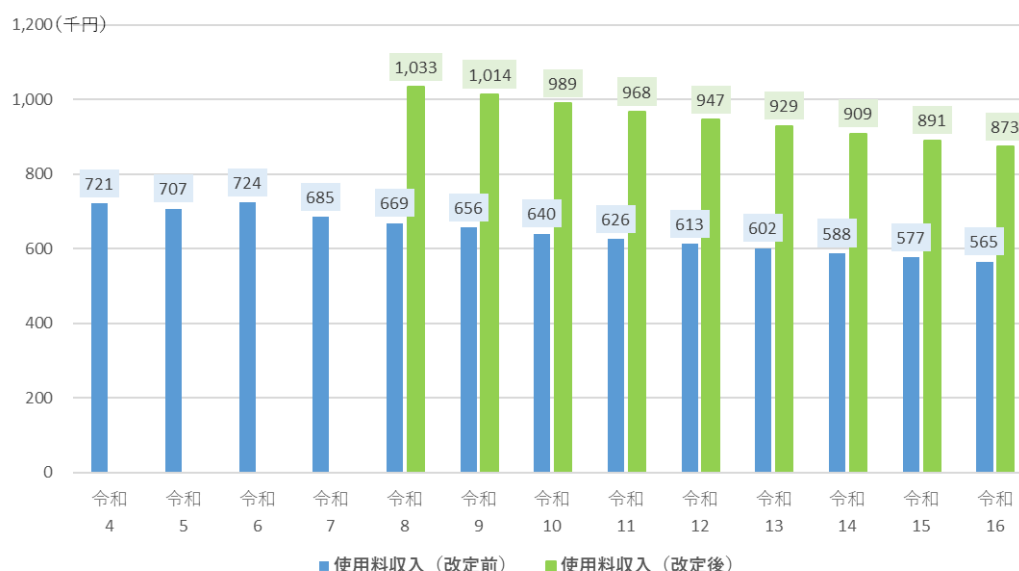
そこで、上記前提条件の折衷案として現行料金から約 55%の改定率となる、使用料単価 200 円の使用料改定を前提とした計画を策定しました。こちらの計画では令和 16 年度における経費回収率は 39.8%であり、令和 4 年度の経費回収率 27.7%から 12%程度改善することが見込まれています。

指 標	令和 4 年度 (実績)	令和 11 年度 (見込)	令和 16 年度 (見込)
経費回収率	27.7%	44.0%	39.8%
繰入金対 使用料割合	260.5%	127.3%	151.4%

図表 4-8 使用料改定を前提とした各指標の 5 年後及び 10 年後の推移

このように、使用料単価 200 円の改定を前提とした場合もあるべき経費回収率 100%には及びませんが、使用料改定と合わせて経費の削減に努め、経費回収率の向上を進めていく必要があります。

なお、ここでの使用料改定は、現状及び今後の投資・財政推計に基づいて試算したもので、実際の改定については今後、経営状況等を総合的に判断しながら使用料体系や使用料改定率、その時期について、複数の審議を経て方針が決定されていきます。本村では、令和 16 年度までに経費回収率を約 40%に向上させるために令和 8 年度に向けて使用料の改定を予定しておりますが、その際には、使用者である住民の方々にご理解を頂くための説明を周知徹底することに努めてまいります。



図表 4-9 改定前後の使用料収入の推移

繰入金に関する項目

現状の使用料水準で将来推計を行ったところ、令和16年度時点まで資金残高が不足しないようにするためには、一般会計からの繰入金が毎年2百万円程度必要となります。

上記の繰入金は全額基準外繰入金であり、基準外繰入金がなかった場合の資金不足額は令和16年度時点で約24百万円となります。

また、令和16年度の繰入金対使用料割合は292.0%であり、令和4年度の繰入金対使用料割合260.5%を上回る結果となります。

一般会計からの繰入金が使用料を大幅に上回る状況は今後解消する必要があります。

しかしながら、基準外繰入金を解消するには、経営戦略や投資計画などが計画どおり実施されていることを確認し、また、不測の経費については計画の見直し等により対応することが必要となります。

使用料に関する項目（P60）に記載のとおり、本村では約55%の使用料改定を前提とした投資財政計画を策定しております。使用料改定を前提とした場合、令和16年度における繰入金対使用料割合は151.4%と、目標とする160%を超えない水準を維持できる見込みであります。

以上のように、使用料の改定や定期的な計画の確認・見直しを行うことにより、繰入金対使用料割合が大きく増加しないようにする必要があります。

③ その他の取り組みの内容

組織・人材・定員及び給与に関する項目

簡易排水事業は、村民生活にとって重要なライフラインであり、その事業の特殊性・継続性から、いかなる状況でも適切に対応できる危機管理能力と技能を必要とします。また、令和6年度から簡易排水事業が公営企業会計に移行し、複式簿記を導入したことで、会計事務についても専門的な知識が必要となっています。

また、近年の地震・大雨・台風災害など、より迅速に適切な判断が求められ、老朽化した施設が増えていく中、日頃の維持管理についても、幅広く高度な知識が求められており、技術・知識の正確な継承が課題のひとつとなっています。この課題を解決するため、職員の技術向上を目的とした定期的な研修を実施し、高度な知識を持った人材の確保を行うことなどが必要となります。

今後も、さらなる研修の充実を図るなど、技術や知識を正確に継承する体制を強化していきます。

住民サービスの確保及び住民満足度の向上に関する項目

住民サービスの一環として令和6年度よりコンビニ収納を実施しています。

今後も住民満足度の向上に向けた取り組みを検討していきます。

防災・安全対策に関する項目

簡易排水事業は村民生活の維持に重要なライフラインであるため、災害時においても事業継続が可能な危機管理体制を確立する必要があります。本村においても、BCP（事業継続化計画）整備など、様々な対策を図っています。今後も引き続き、より強固な危機管理体制の確立に向けて様々な取り組みを検討していきます。

その他経営健全化や経営基盤の強化に関する項目

収納率の向上について、簡易排水事業の経営の根幹である使用料収入の確保と負担の公平性の観点から、引き続き電話催告に努めるなど、収納率向上の対策を図っていきます。

また投資以外の経費については、経営の健全化の観点から、設備の効率化による経費削減に今後も取り組みます。

第5章 投資・財政計画

1. 特定環境保全公共下水道事業の投資・財政計画

投資・財政計画を策定するにあたり、以下の前提条件により今後 10 年間の財務シミュレーションを実施しました。

＜投資・財政計画シミュレーションの前提条件＞

項 目			前提条件	
収益的収支(税抜)	収入	営業収益	使用料収入	年間有収水量（※1）×使用料単価（※2）で算定 ※1 家庭用 ※2 直近 3 年間の実績平均を使用
			受託工事収益	原則として「0」を計上
			その他	原則として「0」を計上
		営業外収益	他会計負担金	（分流式） ◎減価償却費、長期前受金戻入の予測値を用いて、繰出基準の考え方に基づいて算定 （下水道使用負担） ◎R6 は予算額を使用 ◎R7～R15 は汚水処理単価（※）×処理能力で算定 （※）汚水処理単価は R3 ～R5 の平均を使用 ◎R16 以降は汚水処理単価×処理能力×使用料収益減少率で算定 （公営企業会計適用債） ◎過去実績から償還条件：利率 1.3%、2 年据置 7 年償還
			他会計補助金	◎人件費相当分 ◎他会計補助金（経費補填分）の繰入額は単年度の簡易 CF がマイナスにならない数値をもとに算定 ◎R7～R11 は資金残高 30 百万円を確保のため、30 百万円に不足する分を他会計補助金に計上
			長期前受金戻入	（分流式経費を超える分） ◎①既発行分と②更新投資分に分けて繰入割合を算定。それぞれ繰入額に対する元金償還金の繰入平均割合を算出し、繰入平均割合を乗じて金額を算定 （過疎債）

資本的収支(税込)	支出		◎更新投資については企業債のうち、50%について過疎債を発行する予定であることを前提に、企業債財源減価償却費の50%分を長期前受金戻入に繰入
		その他	原則として「0」を計上
		営業費用	職員給与費
			R6 予算を起点として昇給を見込んで算定
			法定福利費
			R6 の基本給に対する法定福利費相当分比率を基準に算定
		経費	(動力費) ◎単価(※)に年間汚水処理量を乗じて算定 ※直近年度の実績値をもとに10年間は1.0%の上昇を加味し、その後同額 (委託費) ◎R1～2の平均で算定 (修繕費) ◎R3～5の平均で算定 (その他) ◎R3～5の平均で算定 ※委託費、修繕費、その他の経費は、物価上昇等を含めた諸条件を個別に検討した結果、実績に基づく算出としている。
			(既存分) ◎システムデータより既存資産の将来における各年度の金額を利用 (新規分) ◎新規投資の償却計算に基づいて算定 以下の4つに分類して耐用年数を設定 ◎建物(汚水)50年、管渠(汚水)50年、その他施設等50年、その他施設等18年
		営業外費用	支払利息
			(既存発行分) ◎返済スケジュールをもとに算定 (今後の更新投資分) ◎建設改良債の償還条件をもとに算定
		その他	◎消費税他
		特別損益	
		原則として「0」を計上	
	収入	企業債	(公営企業会計適用債) ◎償還条件：利率1.3%、2年据置7年償還(建設改良債) ◎財源：国庫補助金50%、起債50% ◎償還条件：利率2%、5年据置25年償還(過疎債) ◎過疎債相当の償還繰入について資本的収支の他会計補助金(基準外)に計上
		他会計出資金	◎R6 予算額を計上
		他会計補助金	◎R7以降、分流式経費を超える分を計上 ◎過疎債発行分を他会計補助金(基準外)に計上
		国(都道府県)補助金	◎建設改良債参照
		工事負担金	原則として「0」を計上

		その他	原則として「0」を計上
	支出	建設改良費	(更新投資) ◎ストックマネジメント計画に基づいて算定 ◎計画期間以降はアセットツールを利用して算定
		企業債償還金	(既存分) ◎償還予定表より算定 (新規発行分) ◎資本的収入の企業債推計と合わせて償還金を算定
		その他	原則として「0」を計上

投資財政計画（収益的収支）

(単位：千円、%)

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算見込み)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	6,304	6,202	6,185	5,828	8,005	7,853	7,662
	(1) 料 金 収 入	6,304	6,202	6,185	5,828	8,005	7,853	7,662
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	-	-	-	-	-	-	-
	(3) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
	2. 営 業 外 収 益	28,803	31,661	46,662	34,852	34,512	36,116	37,599
	(1) 補 助 金	18,383	19,714	35,024	22,862	22,554	24,158	24,565
	他 会 計 補 助 金	18,383	19,714	35,024	22,862	22,554	24,158	24,565
	そ の 他 補 助 金	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	-	-	11,638	11,991	11,959	11,959	13,035
	(3) そ の 他	10,420	11,947	-	-	-	-	-
	収 入 計 (C)	35,107	37,863	52,847	40,680	42,517	43,969	45,261
	1. 営 業 費 用	24,240	15,668	45,542	36,299	36,032	35,492	36,914
	(1) 職 員 給 与 費	-	-	5,431	6,217	6,224	6,232	6,239
	基 本 給	-	-	4,287	4,151	4,156	4,161	4,166
	退 職 給 付 費	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	1,144	2,066	2,068	2,071	2,073
	(2) 経 費	24,240	15,668	21,867	12,383	12,141	11,593	11,573
	動 力 費	2,000	1,409	2,007	1,371	1,354	1,342	1,322
	修 繕 費	8,776	825	2,000	4,757	4,532	3,996	3,996
	材 料 費	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	13,464	13,434	17,860	6,255	6,255	6,255	6,255
支 出	(3) 減 価 償 却 費	-	-	18,244	17,699	17,667	17,667	19,101
	2. 営 業 外 費 用	1,145	1,026	879	1,624	1,281	3,647	4,434
	(1) 支 払 利 息	1,145	1,026	879	794	627	457	586
	(2) そ の 他	-	-	-	830	654	3,190	3,848
	支 出 計 (D)	25,385	16,694	46,421	37,923	37,314	39,139	41,348
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	9,722	21,169	6,426	2,757	5,204	4,830	3,913
	特 別 利 益 (F)	-	-	-	-	-	-	-
	特 別 損 失 (G)	-	-	690	-	-	-	-
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	-	-	△690	-	-	-	-
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	9,722	21,169	5,736	2,757	5,204	4,830	3,913
流 動 資 産	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	-	-	5,736	8,493	13,697	18,527	22,440
	流 動 資 産 (J)	-	26,695	33,509	33,723	35,117	36,379	37,639
	う ち 未 収 金	-	350	349	329	452	443	432
	流 動 負 債 (K)	-	20,206	29,873	25,114	24,855	23,264	21,593
	う ち 建 設 改 良 費 分	-	8,831	10,055	11,610	11,522	10,323	8,661
	う ち 一 時 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-
	う ち 未 払 金	-	11,375	19,818	13,504	13,333	12,941	12,932
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-	-
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-	-
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	6,304	6,202	6,185	5,828	8,005	7,853	7,662
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) ×100)	-	-	-	-	-	-	-
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	健 全 化 法 施 行 令 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-	-
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	-	-	-	-	-	-	-
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) ×100)	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-

第5章 投資・財政計画

(単位：千円、%)

年 度			令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分			(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
収 入 の 支 出	収 入 の 益	1. 営 業 収 益 (A)	7,496	7,333	7,206	7,045	6,907	6,771
		(1) 料 金 収 入	7,496	7,333	7,206	7,045	6,907	6,771
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	－	－	－	－	－	－
		(3) そ の 他	－	－	－	－	－	－
		2. 営 業 外 収 益	38,837	39,643	41,900	43,962	45,566	48,237
		(1) 補 助 金	24,458	23,919	24,262	24,157	23,848	24,594
		他 会 計 補 助 金	24,458	23,919	24,262	24,157	23,848	24,594
		そ の 他 補 助 金	－	－	－	－	－	－
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	14,380	15,724	17,638	19,806	21,718	23,644
		(3) そ の 他	－	－	－	－	－	－
	収 入 計 (C)	46,333	46,976	49,106	51,008	52,473	55,008	
	収 入 の 支 出	1. 営 業 費 用	38,700	40,485	43,034	45,915	48,462	51,023
		(1) 職 員 給 与 費	6,247	6,254	6,262	6,269	6,277	6,284
		基 本 給	4,171	4,176	4,181	4,186	4,191	4,196
		退 職 給 付 費	－	－	－	－	－	－
		そ の 他	2,076	2,078	2,081	2,083	2,086	2,088
		(2) 経 費	11,558	11,542	11,533	11,516	11,504	11,492
		動 力 費	1,306	1,291	1,281	1,265	1,253	1,240
		修 繕 費	3,996	3,996	3,996	3,996	3,996	3,996
		材 料 費	－	－	－	－	－	－
そ の 他		6,255	6,255	6,255	6,255	6,255	6,255	
(3) 減 価 償 却 費	20,895	22,689	25,240	28,129	30,681	33,247		
2. 営 業 外 費 用	4,664	6,299	7,378	7,335	7,867	7,758		
(1) 支 払 利 息	806	1,067	1,528	2,085	2,581	3,073		
(2) そ の 他	3,858	5,232	5,850	5,250	5,286	4,685		
支 出 計 (D)	43,363	46,784	50,412	53,251	56,329	58,781		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		2,969	192	△1,306	△2,243	△3,855	△3,773	
特 別 利 益 (F)		－	－	－	－	－	－	
特 別 損 失 (G)		－	－	－	－	－	－	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		－	－	－	－	－	－	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		2,969	192	△1,306	△2,243	△3,855	△3,773	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		25,409	25,602	24,296	22,053	18,198	14,425	
流 動 資 産 (J)	40,068	43,163	48,910	55,527	62,326	69,457		
	う ち 未 収 金	423	414	407	398	390	382	
流 動 負 債 (K)	19,274	16,063	14,669	13,780	14,187	14,894		
	う ち 建 設 改 良 費 分	6,348	3,143	1,750	868	1,278	1,989	
流 動 負 債 (K)	う ち 一 時 借 入 金	－	－	－	－	－	－	
	う ち 未 払 金	12,926	12,920	12,919	12,912	12,909	12,905	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		－	－	－	－	－	－	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		－	－	－	－	－	－	
営 業 収 益 － 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		7,496	7,333	7,206	7,045	6,907	6,771	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) ×100)		－	－	－	－	－	－	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		－	－	－	－	－	－	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		－	－	－	－	－	－	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		－	－	－	－	－	－	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) ×100)		－	－	－	－	－	－	

投資財政計画（資本的収支）

(単位：千円)

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算見込)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	-	-	2,100	-	-	14,200	17,757
	うち 資本 費 平 準 化 債	-	-	-	-	-	-	-
	2. 他 会 計 出 資 金	-	-	1,205	-	-	-	-
	3. 他 会 計 補 助 金	-	10,392	-	2,006	2,166	1,060	-
	4. 他 会 計 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-
	5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-
	6. 国（都道府県）補助金	-	-	-	-	-	14,200	17,757
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工 事 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-
	9. そ の 他	4,000	-	-	-	-	-	-
	計 (A)	4,000	10,392	3,305	2,006	2,166	29,460	35,514
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-
	純 計 (A)-(B) (C)	4,000	10,392	3,305	2,006	2,166	29,460	35,514
	1. 建 設 改 良 費	1,577	-	-	-	-	28,400	35,514
	うち 職 員 給 与 費	-	-	-	-	-	-	-
	2. 企 業 債 償 還 金	8,145	8,296	8,832	10,055	11,610	11,522	10,323
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	-	-	-	-	-	-	-
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	-	-	-	-	-	-	-
	5. そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
	計 (D)	9,722	8,296	8,832	10,055	11,610	39,922	45,837
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		5,722	△2,096	5,527	8,049	9,444	10,462	10,323
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	-	-	5,527	8,049	9,444	10,462	10,323
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	-	-	-	-	-	-	-
	3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	-	-
	4. そ の 他	5,722	-	-	-	-	-	-
計 (F)		5,722	-	5,527	8,049	9,444	10,462	10,323
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		-	△2,096	-	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		-	-	-	-	-	-	-
企 業 債 残 高 (H)		69,439	70,442	63,710	53,655	42,045	44,723	52,157

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算見込)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
収 益 的 収 支 分		18,383	19,714	20,523	22,862	22,554	24,158	24,565
	うち 基 準 内 繰 入 金	9,290	19,714	15,092	13,678	14,907	15,754	16,256
	うち 基 準 外 繰 入 金	9,093	-	5,431	9,183	7,647	8,403	8,309
資 本 的 収 支 分		-	-	1,205	2,006	2,166	1,060	-
	うち 基 準 内 繰 入 金	-	-	-	-	-	-	-
	うち 基 準 外 繰 入 金	-	-	1,205	2,006	2,166	1,060	-
合 計		18,383	19,714	21,728	24,867	24,720	25,218	24,565

第5章 投資・財政計画

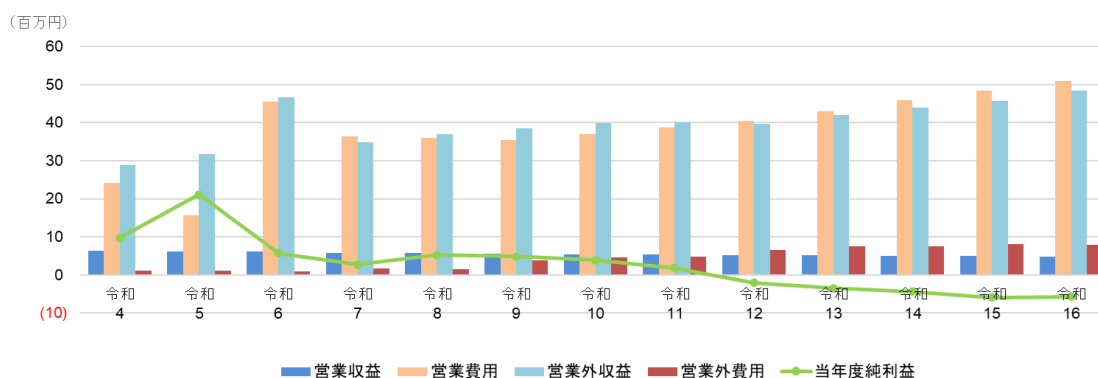
(単位：千円)

年 度		令和11年度 (将来予測)	令和12年度 (将来予測)	令和13年度 (将来予測)	令和14年度 (将来予測)	令和15年度 (将来予測)	令和16年度 (将来予測)
区 分							
資 本 的 収 入 支 出	1. 企 業 債	17,757	25,257	28,607	25,257	25,407	22,057
	うち資本費平準化債	-	-	-	-	-	-
	2. 他 会 計 出 資 金	-	-	-	-	-	-
	3. 他 会 計 補 助 金	-	-	-	-	284	639
	4. 他 会 計 負 担 金	-	-	-	-	-	-
	5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-
	6. 国（都道府県）補助金	17,757	25,257	28,607	25,257	25,407	22,057
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-
	8. 工 事 負 担 金	-	-	-	-	-	-
	9. そ の 他	-	-	-	-	-	-
	計 (A)	35,514	50,514	57,214	50,514	51,098	44,753
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-
	純 計 (A)-(B) (C)	35,514	50,514	57,214	50,514	51,098	44,753
	1. 建 設 改 良 費	35,514	50,514	57,214	50,514	50,814	44,114
	うち職員給与費	-	-	-	-	-	-
	2. 企 業 債 償 還 金	8,661	6,348	3,143	1,750	868	1,278
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	-	-	-	-	-	-
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	-	-	-	-	-	-
	5. そ の 他	-	-	-	-	-	-
	計 (D)	44,176	56,863	60,357	52,265	51,682	45,392
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		8,661	6,348	3,143	1,750	584	639
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	8,661	6,348	3,143	1,750	584	639
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	-	-	-	-	-	-
	3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	-
	4. そ の 他	-	-	-	-	-	-
	計 (F)	8,661	6,348	3,143	1,750	584	639
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	-	-
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		-	-	-	-	-	-
企 業 債 残 高 (H)		61,253	80,161	105,625	129,132	153,671	174,450

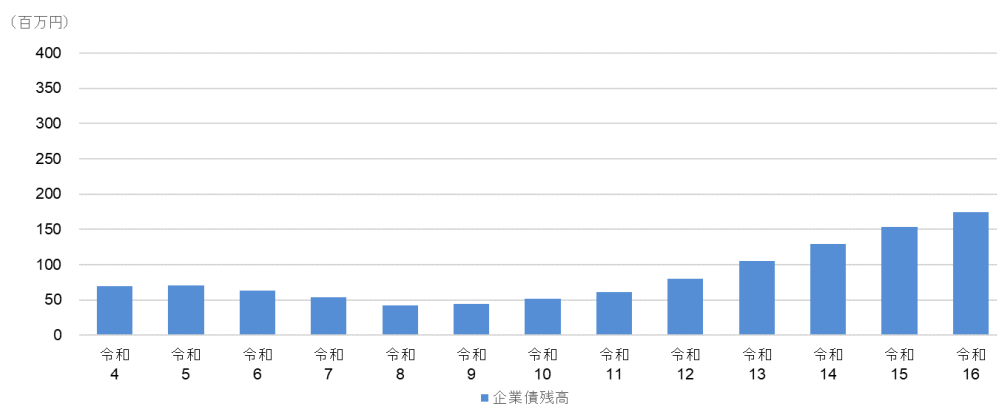
○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度		令和11年度 (将来予測)	令和12年度 (将来予測)	令和13年度 (将来予測)	令和14年度 (将来予測)	令和15年度 (将来予測)	令和16年度 (将来予測)
区 分							
収 益 的 収 支 分		24,458	23,919	24,262	24,157	23,848	24,594
	うち基準内繰入金	16,940	17,665	18,000	17,887	17,571	18,309
	うち基準外繰入金	7,518	6,254	6,262	6,269	6,277	6,284
資 本 的 収 支 分		-	-	-	-	284	639
	うち基準内繰入金	-	-	-	-	-	-
	うち基準外繰入金	-	-	-	-	284	639
合 計		24,458	23,919	24,262	24,157	24,132	25,233



図表 5-1 営業収益、営業費用、営業外収益、営業外費用、当年度純利益の推移



図表 5-2 企業債残高の推移

第5章 投資・財政計画

原 価 計 算 表

供用開始年月日 平成 13 年 3 月
 処理区域内人口 376人
 計算期間 令和7年 至 令和11年
 (5 年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
使 用 料 (X)	千円 6,202	千円 7,369	千円	千円 7,369
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	31,661	23,719		23,719
合 計	37,863	31,088	0	31,088

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
職 員 給 与 費	千円 0	千円 6,232	千円	千円 6,232
経 費				
動 力 費	1,409	1,339		1,339
修 繕 費	825	4,256		4,256
材 料 費	0	0		0
そ の 他	13,434	6,255		6,255
減 価 償 却 費	0	5,942	5,942	0
支 払 利 息	1,026	654	654	0
そ の 他	0	2,476		2,476
合 計 (Y)	16,694	27,153	6,595	20,558

資 産 維 持 費 (Z)	1,173
使用料対象経費 (Y) + (Z)	21,731

$$(X) / (Y + (Z)) * 100 = 0.34$$

【使用料水準の説明】

第4章 1. (2)②財源確保のための取り組みの内容(P50)に記載のとおり、令和5年度において、使用料の水準は150円を下回っており、経費回収率も令和4年度において100%を下回っています。また上記の原価計算表においても、使用料対象経費に対する使用料の割合は0.34となっており、現状においては使用料算定期間内における総括原価を使用料で回収できない見込みです。また、資産維持費の回収もできていない状況です。

※1:投資・財政計画計上額 (A) 欄は、直近5か年の使用料算定期間内における平均値を記載しています。

※2:使用料算定期間は、3年～5年が目安とされており、本村においては令和7年度～令和11年度の5年間としています。

※3:資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)をいいます。

※4:最近1箇年間実績については、法適用前のため職員給与費及び減価償却費はゼロとなっています。

投資財政計画（収益的収支）に関する分析

営業収益については、令和16年度で6.7百万円となり、令和5年度（6.2百万円）と比較し、0.5百万円の増加（+9.2%）が見込まれます。これは、使用料改定を前提として試算を行ったことが増加の主な要因となっています。

また、営業外収益については、令和16年度で48百万円となっており、令和5年度（32百万円）と比較し、17百万円の増加（+52.4%）が見込まれます。基準外繰入金の増加により他会計補助金は令和16年度で25百万円と、令和5年度（20百万円）と比較し、5百万円の増加（+24.8%）となり、また、法適用に伴う複式簿記の適用により長期前受金戻入は令和16年度で24百万円となり、令和5年度（ゼロ）と比較し24百万円の増加が見込まれ、営業外収益全体として増加が見込まれています。

営業費用については、令和16年度で51百万円となり、令和5年度（15百万円）と比較し35百万円の増加（+225.7%）が見込まれます。これは、法適用に伴う複式簿記の適用により減価償却費が発生したことが主な要因となっています。

営業外費用については、令和16年度で8百万円となり、令和5年度（1百万円）と比較し7百万円の増加（+656.1%）が見込まれます。これは、法適用に伴う複式簿記の適用により、簡易課税に伴う消費税が営業外費用に計上されることが要因となっています。

以上より、経常利益、当年度純利益は令和16年度で3.8百万円の赤字となるものと見込んでいます。このように、使用料の改定を行った場合でも、令和16年度には赤字が見込まれています。そのため、さらなる経費の削減に努めるだけでなく、経営戦略における投資・財政計画と実績の乖離やその原因を分析するタイミングで、赤字解消に向けた取り組みとして、現時点で策定している投資計画をさらに平準化することが求められます。必要に応じて、投資の優先順位を明確にし、更新投資を絞り込むことも検討することで、投資にかかる費用を削減しつつ、適切な事業の維持を図る必要があります。

投資財政計画（資本的収支）に関する分析

資本的収入については令和16年度では45百万円となり、令和5年度（10百万円）と比較し、34百万円の増加（+330.6%）が見込まれます。これは、投資計画において令和16年度に新規の投資を見込んでいることから企業債の起債及び国庫補助金の受領を予定しているためです。

資本的支出については令和16年度で45百万円となり、令和5年度（8百万円）と比較し、37百万円の増加（+447.2%）が見込まれます。これは、更新投資による建設改良費の増加が見込まれるためです。

以上より、資本的収支は令和16年度で0.6百万円の赤字となり、令和5年度（2百万円）と比較し、3百万円の減少（△130.5%）が見込まれます。なお、資本的収支のマイナスは、損益勘定留保資金などにより補填されます。

原価計算表に関する事項

総務省が公表している「経営戦略策定・改定マニュアル」では原価計算表などを参考に、原価計算の内訳を経営戦略に記載することを求めています。

本村の直近の使用料算定期間（令和7年度～令和11年度の5年間）における総括原価方式における原価の内訳は、第5章1. 特定環境保全公共下水道事業の投資財政計画における「原価計算表」（P71）のとおりです。

また、約40%の使用料改定を前提とした投資財政計画において、使用料算定期間（令和7年度～令和11年度の5年間）における資産維持費を含めた使用料対象経費に対する使用料の割合は0.34となっています。この数値は、あるべき数値である1を下回っています。しかし、現行の使用料を前提として、資産維持費を含めない場合の使用料対象経費に対する使用料の割合は0.27であることから、現行使用料を前提とした場合と比較すると改善します。

2. 簡易排水事業の投資・財政計画

投資・財政計画シミュレーションを実施するにあたり、以下の前提条件により今後 10 年間の投資・財政計画シミュレーションを実施しました。

＜投資・財政計画シミュレーションの前提条件＞

項 目				前提条件
収益的収支(税抜)	収入	営業収益	使用料収入	年間有収水量（※1）×使用料単価（※2）で算定 ※1 家庭用 ※2 直近 3 年間の実績平均を使用
			受託工事収益	原則として「0」を計上
			その他	原則として「0」を計上
		営業外収益	他会計補助金	◎簡易 CF がマイナスにならない条件で他会計補助金の金額を算定 ◎資金残高 30 百万円を早期に確保することを目的として、R6 に発生している資金マイナス額（1,539 千円）を解消するために R7 に通常の基準外繰入となる経費マイナス相当額に＋1,539 千円を基準外繰入金として追加
			長期前受金戻入	◎システムデータより既存資産の将来における各年度の金額を利用
			その他	原則として「0」を計上
	支出	営業費用	職員給与費	原則として「0」を計上
			経費	（動力費） ◎単価（※）×有収水量推計 ※直近年度の実績値をもとに 10 年間は 1.0% の上昇を加味し、その後同額 （委託費） ◎R3～5 の平均で算定 （修繕費） ◎R3～5 の平均で算定 ◎R10 以降は 5 年毎に 3 百万円の追加修繕費用を見込む （その他） ◎R6 予算を使用 ※委託費、修繕費、その他の経費は、物価上昇等を含めた諸条件を個別に検討した結果、実績に基づく算出としている。
			減価償却費	◎システムデータより既存資産の将来における各年度の金額を利用
		営業外費用	支払利息	原則として「0」を計上
			その他	◎消費税他
		特別損益		

資本的収支(税込)	収入	企業債	原則として「0」を計上
		他会計補助金	原則として「0」を計上
		国（都道府県）補助金	原則として「0」を計上
		工事負担金	原則として「0」を計上
		その他	原則として「0」を計上
	支出	建設改良費	今後は維持管理費のみの発生で、新規投資や更新は予定しない
		企業債償還金	原則として「0」を計上
		その他	原則として「0」を計上

投資財政計画（収益的収支）

（単位：千円、％）

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
区 分		(決算)	(決算)	(予算)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	721	707	724	685	1,033	1,014	989
	(1) 料 金 収 入	721	707	724	685	1,033	1,014	989
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	-	-	-	-	-	-	-
	(3) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
	2. 営 業 外 収 益	-	-	1,023	4,105	2,190	2,210	5,534
	(1) 補 助 金	-	-	-	3,081	1,166	1,186	4,510
	他 会 計 補 助 金	-	-	-	3,081	1,166	1,186	4,510
	そ の 他 補 助 金	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	-	-	1,023	1,024	1,024	1,024	1,024
	(3) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
	収 入 の 計 (C)	721	707	1,747	4,790	3,224	3,224	6,523
	1. 営 業 費 用	2,599	1,941	3,321	3,093	3,090	3,089	6,086
	(1) 職 員 給 与 費	-	-	-	-	-	-	-
	基 本 給	-	-	-	-	-	-	-
	退 職 給 付 費	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 経 費	2,599	1,941	2,297	2,069	2,066	2,065	5,062
	動 力 費	257	182	295	179	176	175	172
	修 繕 費	797	214	455	343	343	343	3,343
	材 料 費	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	1,545	1,545	1,547	1,547	1,547	1,547	1,547
	流 域 下 水 道 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-
	(3) 減 価 償 却 費	-	-	1,024	1,024	1,024	1,024	1,024
	2. 営 業 外 費 用	-	-	-	158	133	135	437
	(1) 支 払 利 息	-	-	-	-	-	-	-
	(2) そ の 他	-	-	-	158	133	135	437
	支 出 の 計 (D)	2,599	1,941	3,321	3,251	3,223	3,224	6,523
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		△1,878	△1,234	△1,574	1,539	0	0	△0
特 別 利 益 (F)		-	-	-	-	-	-	-
特 別 損 失 (G)		-	-	-	-	-	-	-
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		-	-	-	-	-	-	-
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		△1,878	△1,234	△1,574	1,539	0	0	△0
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		-	-	△1,574	△35	△35	△35	△35
流 動 資 産 (J)	資 産	-	64	65	63	78	77	76
	う ち 未 収 金	-	30	31	29	44	43	42
流 動 負 債 (K)	負 債	-	64	76	68	68	68	167
	う ち 建 設 改 良 費 分	-	-	-	-	-	-	-
	う ち 一 時 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-
	う ち 未 払 金	-	64	76	68	68	68	167
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		-	-	-	△5	△3	△3	△4
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		-	-	-	-	-	-	-
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		721	707	724	685	1,033	1,014	989
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) × 100)		-	-	-	-	-	-	-
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		-	-	-	-	-	-	-
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		-	-	-	-	-	-	-
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		-	-	-	-	-	-	-
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)		-	-	-	-	-	-	-

第5章 投資・財政計画

(単位：千円、%)

年 度			令和11年度 (将来予測)	令和12年度 (将来予測)	令和13年度 (将来予測)	令和14年度 (将来予測)	令和15年度 (将来予測)	令和16年度 (将来予測)
区 分								
収 入 の 支 出	収 入 の 支 出	1. 営 業 収 益 (A)	968	947	929	909	891	873
		(1) 料 金 収 入	968	947	929	909	891	873
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	-	-	-	-	-	-
		(3) そ の 他	-	-	-	-	-	-
		2. 営 業 外 収 益	2,256	2,275	2,292	2,312	5,628	2,346
		(1) 補 助 金	1,232	1,251	1,268	1,288	4,604	1,322
		他 会 計 補 助 金	1,232	1,251	1,268	1,288	4,604	1,322
		そ の 他 補 助 金	-	-	-	-	-	-
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	1,024	1,024	1,024	1,024	1,024	1,024
		(3) そ の 他	-	-	-	-	-	-
		収 入 計 (C)	3,223	3,221	3,221	3,221	6,519	3,220
	収 入 の 支 出	1. 営 業 費 用	3,084	3,082	3,081	3,079	6,077	3,076
		(1) 職 員 給 与 費	-	-	-	-	-	-
		基 本 給	-	-	-	-	-	-
		退 職 給 付 費	-	-	-	-	-	-
		そ の 他	-	-	-	-	-	-
		(2) 経 費	2,060	2,058	2,057	2,055	5,053	2,052
		動 力 費	170	168	167	164	163	161
		修 繕 費	343	343	343	343	3,343	343
		材 料 費	-	-	-	-	-	-
		そ の 他	1,547	1,547	1,547	1,547	1,547	1,547
		流 域 下 水 道 負 担 金	-	-	-	-	-	-
		(3) 減 価 償 却 費	1,024	1,024	1,024	1,024	1,024	1,024
		2. 営 業 外 費 用	139	139	140	142	442	144
		(1) 支 払 利 息	-	-	-	-	-	-
		(2) そ の 他	139	139	140	142	442	144
		支 出 計 (D)	3,223	3,221	3,221	3,221	6,519	3,220
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		△0	0	0	△0	0	0	
特 別 利 益 (F)		-	-	-	-	-	-	
特 別 損 失 (G)		-	-	-	-	-	-	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		-	-	-	-	-	-	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		△0	0	0	△0	0	0	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		△35	△35	△35	△35	△35	△35	
流 動 資 産 (J)	う ち 未 収 金		41	40	39	39	38	37
	流 動 負 債 (K)		68	68	68	68	167	68
	う ち 建 設 改 良 費 分		-	-	-	-	-	-
	う ち 一 時 借 入 金		-	-	-	-	-	-
う ち 未 払 金		68	68	68	68	167	68	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		△4	△4	△4	△4	△4	△4	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)		-	-	-	-	-	-	
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		968	947	929	909	891	873	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) ×100)		-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (N)		-	-	-	-	-	-	
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (P)		-	-	-	-	-	-	
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) ×100)		-	-	-	-	-	-	

投資財政計画（資本的収支）

(単位：千円)

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
区 分		(決算)	(決算)	(予算)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	-	-	-	-	-	-	-
	うち 資本 費 平 準 化 債	-	-	-	-	-	-	-
	2. 他 会 計 出 資 金	-	-	-	-	-	-	-
	3. 他 会 計 補 助 金	-	-	-	-	-	-	-
	4. 他 会 計 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-
	5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-
	6. 国（都道府県）補助金	-	-	-	-	-	-	-
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工 事 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-
	9. そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
	計 (A)	-	-	-	-	-	-	-
	(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-
	純 計 (A)-(B) (C)	-	-	-	-	-	-	-
	1. 建 設 改 良 費	-	-	-	-	-	-	-
	うち 職 員 給 与 費	-	-	-	-	-	-	-
	2. 企 業 債 償 還 金	-	-	-	-	-	-	-
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	-	-	-	-	-	-	-
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	-	-	-	-	-	-	-
	5. そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
	計 (D)	-	-	-	-	-	-	-
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)		-	-	-	-	-	-	-
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	-	-	-	-	-	-	-
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	-	-	-	-	-	-	-
	3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	-	-
	4. そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
計 (F)		-	-	-	-	-	-	-
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		-	-	-	-	-	-	-
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		-	-	-	-	-	-	-
企 業 債 残 高 (H)		-	-	-	-	-	-	-

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算見込)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
収 益 的 収 支 分		-	-	-	3,081	1,166	1,186	4,510
	うち 基 準 内 繰 入 金	-	-	-	-	-	-	-
	うち 基 準 外 繰 入 金	-	-	-	3,081	1,166	1,186	4,510
資 本 的 収 支 分		-	-	-	-	-	-	-
	うち 基 準 内 繰 入 金	-	-	-	-	-	-	-
	うち 基 準 外 繰 入 金	-	-	-	-	-	-	-
合 計		-	-	-	3,081	1,166	1,186	4,510

第5章 投資・財政計画

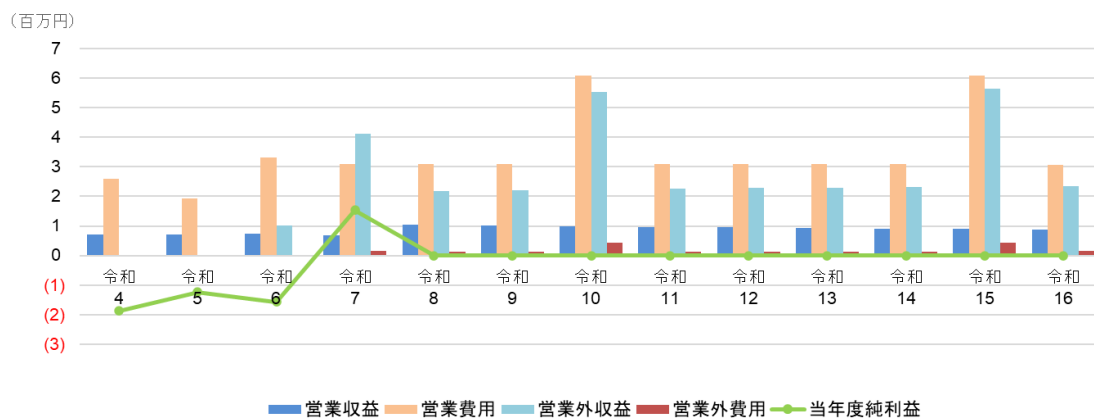
(単位：千円)

年 度		令和11年度 (将来予測)	令和12年度 (将来予測)	令和13年度 (将来予測)	令和14年度 (将来予測)	令和15年度 (将来予測)	令和16年度 (将来予測)
区 分							
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	-	-	-	-	-	-
	うち 資 本 費 平 準 化 債	-	-	-	-	-	-
	2. 他 会 計 出 資 金	-	-	-	-	-	-
	3. 他 会 計 補 助 金	-	-	-	-	-	-
	4. 他 会 計 負 担 金	-	-	-	-	-	-
	5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	-	-	-	-	-	-
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-
	8. 工 事 負 担 金	-	-	-	-	-	-
	9. そ の 他	-	-	-	-	-	-
	計 (A)	-	-	-	-	-	-
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-
	純 計 (A)-(B) (C)	-	-	-	-	-	-
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	-	-	-	-	-	-
	うち 職 員 給 与 費	-	-	-	-	-	-
	2. 企 業 債 償 還 金	-	-	-	-	-	-
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	-	-	-	-	-	-
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	-	-	-	-	-	-
	5. そ の 他	-	-	-	-	-	-
	計 (D)	-	-	-	-	-	-
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		-	-	-	-	-	-
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	-	-	-	-	-	-
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	-	-	-	-	-	-
	3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	-
	4. そ の 他	-	-	-	-	-	-
	計 (F)	-	-	-	-	-	-
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		-	-	-	-	-	-
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		-	-	-	-	-	-
企 業 債 残 高 (H)		-	-	-	-	-	-

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度		令和11年度 (将来予測)	令和12年度 (将来予測)	令和13年度 (将来予測)	令和14年度 (将来予測)	令和15年度 (将来予測)	令和16年度 (将来予測)
区 分							
収 益 的 収 支 分		1,232	1,251	1,268	1,288	4,604	1,322
	うち 基 準 内 繰 入 金	-	-	-	-	-	-
	うち 基 準 外 繰 入 金	1,232	1,251	1,268	1,288	4,604	1,322
資 本 的 収 支 分		-	-	-	-	-	-
	うち 基 準 内 繰 入 金	-	-	-	-	-	-
	うち 基 準 外 繰 入 金	-	-	-	-	-	-
合 計		1,232	1,251	1,268	1,288	4,604	1,322



図表 5-3 営業収益、営業費用、営業外収益、営業外費用、当年度純利益の推移

第5章 投資・財政計画

原 価 計 算 表

供用開始年月日 平成 6 年 3 月
 処理区域内人口 77人
 計算期間 自令和7年 至 令和11年
 (5 年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
使 用 料 (X)	千円 707	千円 938	千円	千円 938
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	0	2,235		2,235
合 計	707	3,173	0	3,173

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
職 員 給 与 費	千円 0	千円 0	千円	千円 0
経 費				
動 力 費	182	174		174
修 繕 費	214	943		943
材 料 費	0	0		0
そ の 他	1,545	1,547		1,547
減 価 償 却 費	0	0	0	0
支 払 利 息	0	0	0	0
そ の 他	0	200		200
合 計 (Y)	1,941	2,865	0	2,865

資 産 維 持 費 (Z)	0
使用料対象経費 (Y) + (Z)	2,865

$$(X) / (Y + (Z)) * 100 = 0.33$$

【使用料水準の説明】

第4章 2. (2)②財源確保のための取り組みの内容(P60)に記載のとおり、令和5年度において、使用料の水準は150円を下回っており、経費回収率も令和4年度において100%を下回っています。また上記の原価計算表においても、使用料対象経費に対する使用料の割合は0.33となっており、現状においては使用料算定期間内における総括原価を使用料で回収できない見込みです。また、資産維持費の回収もできていない状況です。

※1:投資・財政計画計上額 (A) 欄は、直近5か年の使用料算定期間内における平均値を記載しています。

※2:使用料算定期間は、3年～5年が目安とされており、本村においては令和7年度～令和11年度の5年間としています。

※3:資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)をいいます。

投資財政計画（収益的収支）に関する分析

営業収益については、令和 16 年度で 0.9 百万円となり、令和 5 年度（0.7 百万円）と比較し、0.2 百万円の増加（+23.5%）が見込まれます。これは、使用料改定を前提として試算を行ったことが増加の主な要因となっています。

また、営業外収益については、令和 16 年度で 2 百万円となっており、令和 5 年度（ゼロ）と比較し、2 百万円の増加が見込まれます。基準外繰入金の増加により他会計補助金は令和 16 年度で 1 百万円となり、令和 5 年度（ゼロ）と比較し 1 百万円の増加となること、また、法適用に伴う複式簿記の適用により長期前受金戻入は令和 16 年度で 1 百万円となり、令和 5 年度（ゼロ）と比較し 1 百万円の増加が見込まれ、営業外収益全体として増加が見込まれています。

営業費用については、令和 16 年度で 3 百万円となり、令和 5 年度（2 百万円）と比較し 1 百万円の増加（+58.5%）が見込まれます。これは、法適用に伴う複式簿記の適用により減価償却費が発生したことが主な要因となっています。

営業外費用については、令和 16 年度で 0.1 百万円となり、令和 5 年度（ゼロ）と比較し 0.1 百万円の増加（+100%）が見込まれます。これは、法適用に伴う複式簿記の適用により、簡易課税に伴う消費税が営業外費用に計上されることが要因となっています。

以上より、経常利益、当年度純利益は令和 16 年度でゼロとなるものと見込んでいます。

投資財政計画（資本的収支）に関する分析

資本的収入及び資本的支出については令和 16 年度ではゼロとなり、令和 5 年度（ゼロ）から変化は見込まれません。これは、投資計画において新規及び更新投資を見込んでいないためです。

原価計算表に関する事項

本村の直近の使用料算定期間（令和 7 年度～令和 11 年度の 5 年間）における総括原価方式における原価の内訳は、第 5 章 2. 簡易排水事業の投資財政計画における「原価計算表」（P81）のとおりです。

また、約 55%の使用料改定を前提とした投資財政計画において、使用料算定期間（令和 7 年度～令和 11 年度の 5 年間）における資産維持費を含めた使用料対象経費に対する使用料の割合は 0.33 と、あるべき数値である 1 を下回っているものの、現行使用料を前提とした場合と比較すると改善します。

3. 下水道事業（特環＋簡易排水）の投資・財政計画

上述した第5章1. 特定環境保全公共下水道事業の投資財政計画及び2. 簡易排水事業の投資財政計画を合算した下水道事業全体の投資財政計画は次のとおりです。

<投資財政計画（収益的収支）>

(単位：千円、%)

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
区 分		(決算)	(決算)	(予算)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	7,025	6,909	6,909	6,513	9,038	8,867	8,651
	(1) 料 金 収 入	7,025	6,909	6,909	6,513	9,038	8,867	8,651
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	-	-	-	-	-	-	-
	(3) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
	2. 営 業 外 収 益	28,803	31,661	47,685	38,957	36,703	38,326	43,134
	(1) 補 助 金	18,383	19,714	35,024	25,943	23,720	25,344	29,075
	他 会 計 補 助 金	18,383	19,714	35,024	25,943	23,720	25,344	29,075
	そ の 他 補 助 金	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	-	-	12,661	13,015	12,983	12,983	14,059
	(3) そ の 他	10,420	11,947	-	-	-	-	-
	収 入 の 計 (C)	35,828	38,570	54,594	45,470	45,741	47,193	51,784
	1. 営 業 費 用	26,839	17,609	48,863	39,392	39,123	38,581	43,001
	(1) 職 員 給 与 費	-	-	5,431	6,217	6,224	6,232	6,239
	基 本 給	-	-	4,287	4,151	4,156	4,161	4,166
	退 職 給 付 費	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	1,144	2,066	2,068	2,071	2,073
	(2) 経 費	26,839	17,609	24,164	14,452	14,207	13,658	16,636
	動 力 費	2,257	1,591	2,302	1,549	1,530	1,516	1,494
	修 繕 費	9,573	1,040	2,455	5,101	4,875	4,340	7,340
	材 料 費	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	15,009	14,979	19,407	7,802	7,802	7,802	7,802
支 出	(3) 減 価 償 却 費	-	-	19,268	18,723	18,691	18,691	20,125
	2. 営 業 外 費 用	1,145	1,026	879	1,782	1,414	3,782	4,871
	(1) 支 払 利 息	1,145	1,026	879	794	627	457	586
	(2) そ の 他	-	-	-	988	787	3,325	4,285
	支 出 の 計 (D)	27,984	18,635	49,742	41,174	40,537	42,363	47,871
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	7,844	19,935	4,852	4,296	5,204	4,830	3,913
	特 別 利 益 (F)	-	-	-	-	-	-	-
	特 別 損 失 (G)	-	-	690	-	-	-	-
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	-	-	△ 690	-	-	-	-
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	7,844	19,935	4,162	4,296	5,204	4,830	3,913
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	-	-	4,162	8,458	13,662	18,492	22,405
	流 動 資 産 (J)	-	26,759	33,574	33,786	35,195	36,456	37,715
流 動 負 債 (K)	う ち 未 収 金	-	380	380	358	496	486	474
	う ち 建 設 改 良 費 分	-	8,831	10,055	11,610	11,522	10,323	8,661
	う ち 一 時 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-
	う ち 未 払 金	-	11,439	19,894	13,572	13,401	13,009	13,099
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		-	-	-	-	-	-	-
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		-	-	-	-	-	-	-
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		7,025	6,909	6,909	6,513	9,038	8,867	8,651
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) × 100)		-	-	-	-	-	-	-
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		-	-	-	-	-	-	-
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		-	-	-	-	-	-	-
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		-	-	-	-	-	-	-
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)		-	-	-	-	-	-	-

第5章 投資・財政計画

(単位：千円、%)

年 度			令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分			(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
収 益 的 収 入 的 支 出	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	8,463	8,280	8,136	7,954	7,798	7,644
		(1) 料 金 収 入	8,463	8,280	8,136	7,954	7,798	7,644
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	—	—	—	—	—	—
		(3) そ の 他	—	—	—	—	—	—
		2. 営 業 外 収 益	41,093	41,918	44,192	46,274	51,195	50,583
		(1) 補 助 金	25,689	25,170	25,530	25,445	28,452	25,916
		他 会 計 補 助 金	25,689	25,170	25,530	25,445	28,452	25,916
		そ の 他 補 助 金	—	—	—	—	—	—
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	15,404	16,748	18,662	20,830	22,742	24,668
		(3) そ の 他	—	—	—	—	—	—
		収 入 計 (C)	49,556	50,198	52,327	54,228	58,992	58,228
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	41,784	43,567	46,115	48,994	54,539	54,099
		(1) 職 員 給 与 費	6,247	6,254	6,262	6,269	6,277	6,284
		基 本 給	4,171	4,176	4,181	4,186	4,191	4,196
		退 職 給 付 費	—	—	—	—	—	—
		そ の 他	2,076	2,078	2,081	2,083	2,086	2,088
		(2) 経 費	13,618	13,600	13,589	13,571	16,557	13,543
		動 力 費	1,476	1,459	1,448	1,430	1,415	1,402
		修 繕 費	4,340	4,340	4,340	4,340	7,340	4,340
		材 料 費	—	—	—	—	—	—
		そ の 他	7,802	7,802	7,802	7,802	7,802	7,802
		(3) 減 価 償 却 費	21,919	23,713	26,264	29,153	31,705	34,271
		2. 営 業 外 費 用	4,803	6,438	7,518	7,477	8,309	7,902
		(1) 支 払 利 息	806	1,067	1,528	2,085	2,581	3,073
		(2) そ の 他	3,997	5,371	5,990	5,392	5,728	4,829
		支 出 計 (D)	46,587	50,005	53,633	56,471	62,848	62,001
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		2,969	192	△ 1,305	△ 2,243	△ 3,855	△ 3,773	
特 別 利 益 (F)		—	—	—	—	—	—	
特 別 損 失 (G)		—	—	—	—	—	—	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		—	—	—	—	—	—	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		2,969	192	△ 1,305	△ 2,243	△ 3,855	△ 3,773	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		25,374	25,567	24,261	22,018	18,163	14,390	
流 動 資 産 (J)	う ち 未 収 金	40,143	43,237	48,983	55,600	62,398	69,528	
		464	454	446	436	428	419	
流 動 負 債 (K)	う ち 建 設 改 良 費 分	19,342	16,131	14,737	13,848	14,353	14,962	
	う ち 一 時 借 入 金	6,348	3,143	1,750	868	1,278	1,989	
	う ち 未 払 金	—	—	—	—	—	—	
		12,994	12,988	12,986	12,980	13,075	12,973	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		—	—	—	—	—	—	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)		—	—	—	—	—	—	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		8,463	8,280	8,136	7,954	7,798	7,644	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) ×100)		—	—	—	—	—	—	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により算定した 資 金 の 不 足 額 (N)		—	—	—	—	—	—	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		—	—	—	—	—	—	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により算定した 事 業 の 規 模 (P)		—	—	—	—	—	—	
健 全 化 法 第 22 条 により算定した 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) ×100)		—	—	—	—	—	—	

<投資財政計画（資本的収支）>

(単位：千円、%)

西暦 区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算見込)	令和7年度 (当初予算)	令和8年度 (将来予測)	令和9年度 (将来予測)	令和10年度 (将来予測)
資本的 収支	1. 企業債	-	-	2,100	-	-	14,200	17,757
	うち資本費平準化債	-	-	-	-	-	-	-
	2. 他会計出資金	-	-	1,205	-	-	-	-
	3. 他会計補助金	-	10,392	-	2,006	2,166	1,060	-
	4. 他会計負担金	-	-	-	-	-	-	-
	5. 他会計借入金	-	-	-	-	-	-	-
	6. 国（都道府県）補助金	-	-	-	-	-	14,200	17,757
	7. 固定資産売却代金	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工事負担金	-	-	-	-	-	-	-
	9. その他	4,000	-	-	-	-	-	-
	計 (A)	4,000	10,392	3,305	2,006	2,166	29,460	35,514
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-
	純計 (A)-(B) (C)	4,000	10,392	3,305	2,006	2,166	29,460	35,514
	1. 建設改良費	1,577	-	-	-	-	28,400	35,514
	うち職員給与費	-	-	-	-	-	-	-
	2. 企業債償還金	8,145	8,296	8,832	10,055	11,610	11,522	10,323
	3. 他会計長期借入返還金	-	-	-	-	-	-	-
	4. 他会計への支出金	-	-	-	-	-	-	-
	5. その他	-	-	-	-	-	-	-
	計 (D)	9,722	8,296	8,832	10,055	11,610	39,922	45,837
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		5,722	△ 2,096	5,527	8,049	9,444	10,462	10,323
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	-	-	5,527	8,049	9,444	10,462	10,323
	2. 利益剰余金処分量	-	-	-	-	-	-	-
	3. 繰越工事資金	-	-	-	-	-	-	-
	4. その他	5,722	-	-	-	-	-	-
	計 (F)	5,722	-	5,527	8,049	9,444	10,462	10,323
補填財源不足額 (E)-(F)		-	-	-	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)		-	-	-	-	-	-	-
企業債残高 (H)		69,439	70,442	63,710	53,655	42,045	44,723	52,157

○他会計繰入金

年 度 区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (当初予算)	令和7年度 (将来予測)	令和8年度 (将来予測)	令和9年度 (将来予測)	令和10年度 (将来予測)
収益的 収支分		18,383	19,714	20,523	25,943	23,720	25,344	29,075
	うち基準内繰入金	9,290	19,714	15,092	13,678	14,907	15,754	16,256
	うち基準外繰入金	9,093	-	5,431	12,265	8,813	9,590	12,819
資本的 収支分		-	-	1,205	2,006	2,166	1,060	-
	うち基準内繰入金	-	-	-	-	-	-	-
	うち基準外繰入金	-	-	1,205	2,006	2,166	1,060	-
合 計		18,383	19,714	21,728	27,949	25,886	26,404	29,075

第5章 投資・財政計画

(単位：千円、%)

西暦 区 分		令和11年度 (将来予測)	令和12年度 (将来予測)	令和13年度 (将来予測)	令和14年度 (将来予測)	令和15年度 (将来予測)	令和16年度 (将来予測)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	17,757	25,257	28,607	25,257	25,407	22,057
	うち 資本 費 平 準 化 債	-	-	-	-	-	-
	2. 他 会 計 出 資 金	-	-	-	-	-	-
	3. 他 会 計 補 助 金	-	-	-	-	284	639
	4. 他 会 計 負 担 金	-	-	-	-	-	-
	5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-
	6. 国（都道府県）補助金	17,757	25,257	28,607	25,257	25,407	22,057
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-
	8. 工 事 負 担 金	-	-	-	-	-	-
	9. そ の 他	-	-	-	-	-	-
	計 (A)	35,514	50,514	57,214	50,514	51,098	44,753
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-
	純 計 (A)-(B) (C)	35,514	50,514	57,214	50,514	51,098	44,753
	1. 建 設 改 良 費	35,514	50,514	57,214	50,514	50,814	44,114
	うち 職 員 給 与 費	-	-	-	-	-	-
	2. 企 業 債 償 還 金	8,661	6,348	3,143	1,750	868	1,278
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	-	-	-	-	-	-
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	-	-	-	-	-	-
	5. そ の 他	-	-	-	-	-	-
	計 (D)	44,176	56,863	60,357	52,265	51,682	45,392
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		8,661	6,348	3,143	1,750	584	639
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	8,661	6,348	3,143	1,750	584	639
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	-	-	-	-	-	-
	3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	-
	4. そ の 他	-	-	-	-	-	-
	計 (F)	8,661	6,348	3,143	1,750	584	639
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	-	-
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		-	-	-	-	-	-
企 業 債 残 高 (H)		61,253	80,161	105,625	129,132	153,671	174,450

○他会計繰入金

年 度 区 分		令和11年度 (将来予測)	令和12年度 (将来予測)	令和13年度 (将来予測)	令和14年度 (将来予測)	令和15年度 (将来予測)	令和16年度 (将来予測)
収 益 的 収 支 分		25,689	25,170	25,530	25,445	28,452	25,916
	うち 基 準 内 繰 入 金	16,940	17,665	18,000	17,887	17,571	18,309
	うち 基 準 外 繰 入 金	8,750	7,505	7,529	7,558	10,881	7,607
資 本 的 収 支 分		-	-	-	-	284	639
	うち 基 準 内 繰 入 金	-	-	-	-	-	-
	うち 基 準 外 繰 入 金	-	-	-	-	284	639
合 計		25,689	25,170	25,530	25,445	28,736	26,555

第5章 投資・財政計画

原 価 計 算 表

供用開始年月日 平成 6 年 3 月
 処理区域内人口 453人
 計算期間 自令和7年 至 令和11年
 (5 年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
使 用 料 (X)	千円 6,909	千円 8,306	千円	千円 8,306
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	31,661	25,954		25,954
合 計	38,570	34,260	0	34,260

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
職 員 給 与 費	千円 0	千円 6,232	千円	千円 6,232
動 力 費	1,591	1,513		1,513
修 繕 費	1,040	5,199		5,199
材 料 費	0	0		0
そ の 他	14,979	7,802		7,802
減 価 償 却 費	0	5,942	5,942	0
支 払 利 息	1,026	654	654	0
そ の 他	0	2,676		2,676
合 計 (Y)	18,635	30,018	6,595	23,423

資 産 維 持 費 (Z)	1,173
使用料対象経費 (Y) + (Z)	24,596

$$(X) / (Y) + (Z) * 100 = 0.34$$

【使用料水準の説明】

上記の特定環境保全公共下水道事業及び簡易排水事業を合算した原価計算表において、資産維持費を含めた使用料対象経費に対する使用料の割合は 0.34 となっています。現状においては使用料算定期間内における総括原価を使用料のみでは回収できない見込みであり、一般会計繰入金に頼らざるを得ない見込みです。特定環境保全公共下水道事業及び簡易排水事業は令和6年度4月に地方公営企業法を適用しています。今後の収支状況を適切に把握するとともに、経費削減等の経営努力のほか、使用料体系等の必要な検討を行っていきます。

第6章 経営戦略の事後検証・更新等

1. 特定環境保全公共下水道事業の経営戦略目標

経営戦略推進のため、各指標における目標値を設定しました。この指標は第5章に記載した投資・財政計画シミュレーションを元に設定しております。

(1) 経営・財務面の指標

指 標	意 味	令和 4年度 (実績)	令和 11年度 (目標)	令和 16年度 (目標)	算 式
繰入金対 使用料割合	繰入金の依存度	262.9%	326.3%	372.6%	繰入金（3条他会計補助金、4条 他会計出資金、他会計補助金）÷ 使用料収入
経費回収率	経営の効率性	26.2%	34.6%	30.1%	使用料収入÷汚水処理費用(公費負 担分を除く)

※実績値については法非適用である令和4年度の数値を記載しています。

(2) 事業・施設面の指標

指 標	意 味	令和 4年度 (実績)	令和 11年度 (目標)	令和 16年度 (目標)	算 式
ストックマネジ メント計画の進 捗率	老朽化の状況	0.0%	28.2%	100.0%	更新設備金額÷ストックマネジメン ト計画での予定投資金額

2. 簡易排水事業の経営戦略目標

経営戦略推進のため、各指標における目標値を設定しました。この指標は第5章に記載した投資・財政計画シミュレーションを元に設定しております。

(1) 経営・財務面の指標

指 標	意 味	令和 4年度 (実績)	令和 11年度 (目標)	令和 16年度 (目標)	算 式
繰入金対 使用料割合	繰入金の依存度	260.5%	127.3%	151.4%	繰入金（3条他会計補助金、4条 他会計出資金、他会計補助金）÷ 使用料収入
経費回収率	経営の効率性	27.7%	44.0%	39.8%	使用料収入÷汚水処理費用(公費負 担分を除く)

※実績値については法非適用である令和4年度の数値を記載しています。

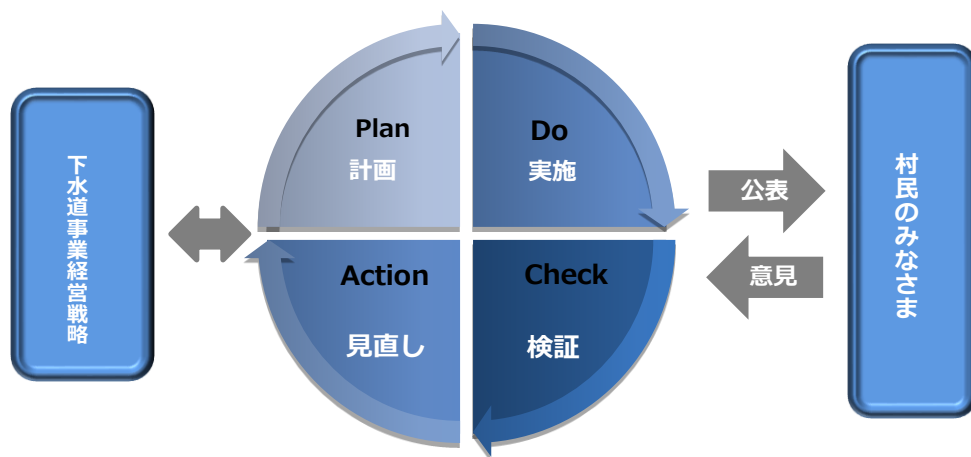
(2) 事業・施設面の指標

指 標	意 味	令和 4年度 (実績)	令和 10年度 (目標)	令和 15年度 (目標)	算 式
追加修繕費の予 算	修繕費支出	0円	3百万円	3百万円	年度予算として通常の修繕費に加え て計上する額

3. 計画の推進の点検・進捗管理の方法

経営戦略の推進のため、毎年度、目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行います。

また、5年に一度、経営戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略等に反映させるPDCAサイクル（計画策定「Plan」-実施「Do」-検証「Check」-見直し「Action」）を導入し、目標の達成状況や見直した経営戦略を村民のみなさまへ公表します。



図表 6-1 PDCA サイクルのイメージ

第7章 用語集

用語集	説明
あ	
雨水公費・污水私費の原則	原則として、雨水処理費は自然現象が原因であり、雨水処理によってまちが浸水から守られるという便益は、一般市民全体に及ぶことから税金（公費）で負担するもので、污水处理に要する経費は、特定の使用者が便益を受けることから下水道使用料で賄うべきであるという考え方。
污水处理原価	污水处理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量 1 m ³ 当たり、どれくらいの経費が污水处理費用に要するかを示す指標で、低い方がよい。 （算式）污水处理費用（公費負担分を除く）÷有収水量
か	
管渠老朽化率	下水道布設延長のうち、法定耐用年数を経過した管渠がどれだけあるかを示す指標。管渠の老朽化度合を表したもの。 （算式）法定耐用年数を経過した管渠延長÷下水道布設延長
管路	管渠、マンホール及び公共枵を含むもの。
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。
企業債残高対事業規模比率	使用料収益に比べて企業債残高がどれくらいあるのかを示す指標。 （算式） 企業債残高（一般会計負担分を除く）÷営業収益（受託工事収益及び雨水処理負担金を除く）
基準外繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないもの。
基準内繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくもの。
繰入金（繰出金）	一般会計から下水道事業会計に繰り出される資金のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。
繰入金対使用料割合	使用料に対する繰入金の依存度を示す指標。 （算式）繰入金（3条他会計補助金、4条他会計出資金、他会計補助金）÷使用料×100
経常収支比率	使用料収入、一般会計繰入金等の収益で、経常的な費用がどの程度賄われているかを示す指標で、高い方がよい。 （算式）経常収益÷経常費用
経費回収率	污水处理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。污水处理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則。 （算式）使用料収入÷污水处理費用（公費負担分を除く）
さ	
資産維持費	将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）をいう。
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出と、その財源となる収入。
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。
使用料単価	使用料収入を有収水量で除したもの。有収水量1m ³ 当たりの使用料単価を示す指標。 （算式）使用料収入÷有収水量
水洗化人口	下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口。
水洗化率	下水道が利用できる人のうち、どれだけの割合の人が下水道に接続し、実際に利用しているかを示す指標。 （算式）水洗便所設置済人口÷処理区域内の行政人口
た	

長期前受金戻入	固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化したもので、現金を伴わない収益。
は	
分流式下水道	汚水と雨水を分けて流す方式の下水道のこと。
普及率	行政区域内人口のうち、処理区域内人口が占める割合。下水道がどれだけ普及しているかを示す指標。
や	
有収水量	使用料徴収の対象となる水量。
有収率	処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水量がどれくらいあるのかを示す指標。 (算式) 年間有収水量÷年間汚水処理水量
B	
BCP	Business Continuity Planの略称で、災害等の緊急事態が発生した際に、損害を最小限に抑え、事業を復旧・継続させるための対策や方法をまとめた計画。